

昭和四十九年三月十三日（水曜日）
午前十時三十三分開議
出席委員

大藏委員会調査
室長 末松 経正君

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事
村山
達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

伊藤宗一郎君

大西 正男君

金子一平君

栗原 祐幸君

三枝 三郎君

荻原 幸雄君

村岡 兼造君

山下 元利君

高沢寅男君

武藤
山治君

山中
吾郎君

玄沢直樹君

市政府委員

大藏政務

大藏大臣官

議官

大蔵省主税

員外出席者

参考文献

（長）税制調査

参考

立教大学

・国民税務
会事務局長

参考

全日本

執行委員

参 考

(税制評論)

一頁五十一號

一類第五号 大藏委員

本日の会議に付した案件

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三九号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○安倍委員長　これより会議を開きます。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日午前に御出席いただきました参考人は、税制調査会会長東畑精一君であります。

東畑参考人には、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、税制改正各案のみならず、税制一般の問題についても忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

なお、御意見は十分程度にお取りまとめいただきたいと思います。そのあと委員からの質疑にお答え願うこととしたいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、東畑参考人をお願いいたします。

東畑参考人。御紹介をこうされました東畑でございます。

きょういろいろ御意見を拝聴いたす前に、簡単にあります。昨年十二月二十一日に税制調査会

が「昭和四十九年度の税制改正に関する答申」というのを総理大臣に提出いたしました。それにつきまして若干のお話をいたしたいと思います。この答申は、今度の国会へ御提出になっております税法に全部盛り込んでありますので、どうかひとつこの答申を皆さんに御尊重願いたいということをあらかじめお願い申し上げておきます。

それで、若干の点を申し上げたいと思います。五点ばかりございますが、一つは所得税の減税問題であります。

実は、長い間、この所得税の減税につきまして税制調査会でやっておったのでありますが、いつも減税の財源といいますが、それほど大きな額がございませんで、思い切ったような減税案というものは答申することができなかったものであります。幸いにいたしまして、来年度の見通しその他からいまして、相当大規模な減税ができる、こういうことになりました。たしか初年度一兆四千五百億円、平年度一兆七千億ですが、こういうような見通しができましたからであります。

今度の所得税減税は、一番の特徴はサラリーマンの税負担を大幅に軽減する。勤労所得であります。その減税を中心問題といたしまして、給与所得控除を拡充すること、人的控除を引き上げること、税率を緩和する、こういう三点にしぼったわけであります。

最初に簡単な人的控除の引き上げについて申し上げますが、前々から皆さんの御議論の中にも、教育費控除と申しますが、それについて控除を設けろというような御意見もすいぶん拝聴いたしておりました。非常に御要望が強いということをよく知っておりました。どういう形でそれを盛るかということでした。いろいろ検討いたしました。結局、扶養控除を大幅に引き上げる、こういうことで御要望の趣旨をいれることができるのじゃないか。それで、従来よりも扶養控除を非常に大幅に引き上げて、基礎控除、配偶者控除と同額の控除にいたしました次第であります。

それから、一番重点は、給与所得控除を拡充したことでありまして、これも昨年のこの委員会でも、私、若年労働者の税負担の軽減をはかるという見地をなるべく生かしたいということを申し上げたのでありますが、われわれの税制調査会といたしましてはいろいろ検討した結果、定率控除制度に一本化して、控除率を四〇％、三〇％、二〇％、一〇％、こういうことになりました。この一〇％は青天井であります。限度なし、こういうことになりました。これは勤労性所得と資産性所得というもののバランスをはかりたい、こういうことであります。

それから、税率を緩和いたしました。三千万円まででありましたが、従来の累進構造、累進税の税率を多少緩和いたしました。

それが所得税についての重点でございます。

それから、第二点は法人税でございますが、前々からたしか特別措置といいますが暫定措置といたしまして、法人税本則が三五％でありましたが、それに一・七五％付加するということになっておりました。その期限が四十八年度で到来いたしました。そのですから、再びまた検討をいたしまして、国際的な競争力にたえるように日本がなつてきた、産業基盤も非常に変わった、こういうこともございまして、法人に対しましても応分の財政負担を求めたい、こういうことで、法人税を引き上げることになりましたので、全体といたしまして、法人の実効税負担水準を一割程度引き上げるようにいたしました。基本税率を三五％から四〇％にする、これに対応いたしました。配当軽減率を二六％であったのを三〇％にする、ただし最初の一年間だけは二八％にする、こういうことになりました。

なお、いままですべての所得税につきましてはすいぶん

いろいろ検討したのでありますが、法人税につきましては、なおまだ十分検討すべき問題がたくさんございまして、そういう意味からいまして、配当課税制度といいますが、この問題と、それから、法人の受け取り配当益金不納入の制度、個人の配当受け取りの所得税において配当控除する等、いろいろな基本的仕組みにつきましては十分な検討をまだいたしておりませんので、ことし、おそろくはこの国会が済みましたところから、税制調査会の中に特に法人税関係の特別部会を設けまして、ひとつ徹底的にこれをやって決定しよう、こういうことになっております。

それから、第三は間接税でございますが、いろいろ税体系の中で間接税をどういふふうな地位に置くかということをしつちゅう検討いたしております。また、間接税の性格ということ、あるいは役割りということにつきましても、いろいろ検討いたしておりますのでございまして、今年度は、ある意味において、考えとしてはきわめて簡単なものでありますが、一つは、印紙税の税率を引き上げることとあります。

これはもうすでに、昭和四十二年以来ですが、だいぶ長い間もとのままになっておりましたが、その後の取引状況その他を検討いたしまして、従来の従量税的なものから従価税のほうへ税率構造を変え、こういうことになったのであります。これが一番大きな点であります。

それから第二点は、間接税では、自動車関係の諸税の税率を引き上げたことであります。揮発油税と地方道路税と自動車重量税につきまして、資源の節約あるいは消費の抑制という観点から、二年間でございまして、暫定措置として税率を引き上げた。これは政府が御提出になつてゐる法案のとおりでございます。

なお、自動車重量税につきましては、物価問題といひますか、輸送料金に影響を及ぼすことが多いものでありますから、営業用の自動車につきましてはもとのままの税率に据え置く、こういうことにいたしました。

それから、第四項目といたしまして、租税特別措置の整理合理化という問題でありまして、引き続きそれをやつておるのでありますが、一番大きな問題は、社会保険の診療報酬課税の特例でございまして、これは特別部会を設けましていま検討を進めておりますが、ことしの十二月には間に合いませんので、別途答申をする、こういうことになっております。

それから、土地税制につきまして、法人の土地譲渡課税制度、法人の特別土地保有税制度、これをつくつたこと、固定資産税の評価額課税の徹底という措置を講じたわけでございまして、これは四十八年度の改正であります。われわれとして、今度の調査会におきましては、土地全般につきまして、土地税制の果たし得る役割りが何であるかという点も検討をいたしたのでありますが、まず、一般の政策の補完的役割りであるとか、あるいは多少誘導的な役割りであるとかいうこと以上に、土地税制につきまして土地政策を検討するのは無理じゃないかというふうに考えました次第であります。

それから、個人の長期保有土地の譲渡所得であります。これも五十年末の期限の到来という点と、あとどういふふうな課税制度にするかという点につきましても、いろいろ総合的な判断、及び土地政策の全般につきまして、それを見ながら慎重な検討を続けたい、こういうことになっております。

大体、荒っぽく申し上げて以上のごとくであります。ちよつとしばらく人前でしゃべつておりますので、何か話がしにくくてごつごつしておりますが、御了解願ひたいと思ひます。あと御質問に応じましていろいろ……。

○安倍委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 税調会長には、お忙しいところ、たいへん御苦勞までございまして、いとお触れに

なつた問題もありますけれども、三点ばかりお伺いをしたいと思います。

まず第一に、いまも検討されたところ、こうおっしゃるのでありますが、利子、配当の分離課税等は、これはもう長年のこの委員会における問題点であります。特にことしは、資産性課税、土地も検討されたとおっしゃつておりますけれども、土地、利子、配当、こういう分離課税というものが、果進歩をこなし、むしろ逆進的のときとなつておる現状、これを踏まえてどのように検討されたかを、ほんとうはお伺ひしたかつたわけであります。ところが、いま検討はされた、こういうのですが、特にこれはもう来年は期限の来る問題であります。それだけに私はどのような態度で臨もうとしておるのか、検討されたならば、簡単にこれからの方角づけをひとつお伺ひしたいと思つております。

○東畑参考人 これから申し上げることは、税制調査会全体として合意したとかなんとかということとはございせんので、恐縮ですが、東畑個人の考え方として御了承願ひたいと思ひますが、根本の考え方といたしましては、日本が資本蓄積といひますか、非常に乏しい時代、その時代と、今日のように資本蓄積が相当進んだ、こういう時代とは、考え方をえざるを得ないと思つております。問題としては、つまり、勤労性所得ですね、これは一番大事なもののじゃないか。続いて資本性所得、これは第二次的地位に置くといひますか、そのことによつて日本の資本蓄積ということが妨げられては困る。そこらの兼ね合いということでは私はいかざるを得ないのじゃないかと思つております。

今度の税制改正でも、一番そういうことに関連が多かつたのは、先ほど申し上げました給与所得控除ですね、これを非常に優遇したといふことは、実は、いま申しましたような見地が多少働いておるのじゃないかと思ひます。

それから、いま阿部さんのおっしゃいましたように、利子、配当問題ですね、個人所得税の問題としての利子、配当問題、これはどうしても法人

税の全体系の中で考えざるを得ない問題であります。おそろくことしの四月、五月ごろから特別部会で鋭意これをやつてまいりたい、こういうことです。

○阿部(助)委員 これは期限もくることでありますので、ぜひ早急にいい結論を出していただきたいと思ひます。

第二に、特別措置は、これも幾らか検討されたようなお話でありますけれども、前からその効果を検討して、これは既得権化をしないようにという皆さんの御決定があるわけであります。私たちがわきから仄聞するところ、どうもあまり租税特別措置は検討されてないんじゃないか。たしか三十四、五年ころはいろいろと租税特別措置の検討をされたやうでありますけれども、最近はどうもその検討があまりなされてないように私は聞いておるのであります。この検討はどの程度されたのか。私たちにしてみれば、租税特別措置というのは税法の体系を乱したり、税の公平を非常に害したり、そうしなから現実には既得権化しておる、こゝろ見ておるわけであります。それだけに、税調のそれに対する審議の御様子をお伺ひしたいのであります。

○東畑参考人 私ちよつと記憶がございせんけれども、ほとんど毎回特別措置といふものは検討していただけて、非常にたくさん特別措置がございまして、ある意味において、私どもが検討する能力もない小さい問題がございまして、これは大蔵省なり各省にまかすよりしかたがありません。また、そのために各省といふのはあるのじゃないかと思つております。大きな問題につきましては、大体は毎回触れております。

ただ、昨年度だけについて言ひますといふと、御承知のように、所得税の大改正をやるとか法人税の大改正をやるとかいうようなことがありまして、そちらに奪われた精力といふものが相当多うございまして、税制調査会といたしましては、昨年だけで二十五回ぐらゐりやりましたですが、ずいぶん精力を費やしておつたのですが、思つところ、

どこまで特別措置を議したかとおっしゃいますと、はたしてどれだけやったか記憶いたしておりませんけれども、これは特別措置じゃないんだそうでありまして、金融機関のいわゆる貸し倒れ引き当て金です。私はこれは特別措置だと思っておったのですが、頭の中で特別措置のつもりでひとつ聞いているだけだったのであります。これなんかも相当検討いたしました。また事実貸し倒れに対する引き当てということがどれだけ行なわれておるかということも検討して、これほど大きな引き当て金を充てる必要はないだろう、こういうことになりまして、千分の十にいたしましたわけです。その前は千分の十二でした。その前はもう一つ千分の幾つかだった。そんなわけでやっておりますが、しかし、特別措置の非常に大きな部分は、少額貯蓄あるいは保険の免税になっておるものであります。金額が大きいものだから、ばかに特別措置がえらいことをやっておるという印象を与えるのですけれども、ほとんど大部分というものは少額貯蓄と保険の掛け金の免税制度、こういうことになっております。

あと残った検討すべき大きな問題は、先ほどもおっしゃいました利子、配当の問題でございます。それから、お医者さんの社会保険の収入ですか、それをやりますから……。

○阿部(助)委員 いまお話しのとおり、日本では特別措置というのはいへん多過ぎるのでして、この辺で思い切って効果を検討し——この委員会では、次から次へと三法の審議の中心は特別措置の問題にかかってきておるのでして、この委員会の空気もお考えいただければ、日本くらいこんなに特別措置の多い国というのは珍しいし、また、これをこんなに多くやっておれば税体系そのものがめちゃくちゃになってしまふということも考えれば、税調のむしろ一番大きな任務としては、特別措置の整理であろうかと思ふのです。医師の問題も近く検討されるそうでありまして、われわれの委員会も一応の決議をしようという空気が強いのでありまして、特別措置に対してはもう少し

真剣に整理の方向へ向いていただきたいと思ふのであります。

第三番目には、どうも見ておられますと、この二年間、皆さんの税調の結論は、これは自民党の税制調査会ですか、この発表した翌日に同じものが出てくる。何のことはない、自民党を見れば税調案そのままで、自民党の案の正当化に役立っただけだという印象をわれわれに与えておるのであります。おそらく国民もそうだろうと思ふのです。独自性がなくなつてしまつたのじゃないか。自民党案が出たその次の日に税調案が出た、それが同じようなものだという事になりますと、これは何か税調というものの存在がおかしいのではないだろうかという印象を受けます。税調は各界の代表が集まり、そこにコンセンサスを得よう、こういうことだろうと思つておつたのであります。最近のこの二年間の税調の発表のあり方は、たまたま一緒になつたとおっしゃるかもしれないけれども、二年間続けてその翌日に発表される、しかも内容は同じだということなことは、どうも誤解を招くおそれがあるのでありまして、その辺會長さんはどのようにお考えになつておられるか、お伺いしたい。

○東畑参考人 その前に、特別措置のお話がありましたのですが、非常にたくさんあるというのはごもつともです。ところが、これはどこから出てくるかといひますと、国会議員から出てくるんじゃないかと私は思ふことがあつた。(阿部(助)委員「われわれじゃないですよ」と呼ぶ)それはそこまでは言わない。そこから出てくるということがずいぶんあります。非常にこまかい問題が多いのであります。消せばまた出てくる、また出てくるというふうなことで、小さい問題はともかくとして、本来、政策目的であつたのが特別措置でありまして、その意味では、初めから不公平をつくりたいという点でございまして、これは御了解願ふと思ひますが、その点が十分目的を達してもまだ持続しておる、これが特別措置の一番大きな問題ではないかと思ひます。

一番いい例は医師の社会保険収入ですか、実はあれは国会で御決議になりましたきておるのですが、昨年でしたか一昨年でありましたか、国会のほうから税法審議の際の附帯決議として、税制調査会しつかりしろ、こういう激励をしようといひたしてありまして、これは拳々服膺したいと思ひます。そういう意味からいひまして、皆さんも大いに考えていただきたい、これをひとつ希望申し上げます。

それから、第二点の自民党と税制調査会とべつたりじゃないか、このお話ですね。ちよつとそういう印象はあるだろうと思ひます。おっしゃるとおりであります。過去二、三年じやありません。調査会の発表が一日ずつ早くなつておる。それで、まるで自民党のあとをたどつておるやないかと、言われまますが、そこはこつと問題でありまして、これは私いふも申し上げることであります。自民党はどうしてそういう案をつくられたかという問題であります。私は、相当税調の論議を御参考しておりまして、もしかりにわれわれが一日先に発表して自民党が翌日発表をなさつたら、自民党が税制調査会のまねをしていふんじゃないか、こういうことにはならぬと思ふのであります。実はわれわれの議論というものは、半年以上前にわたりましてやつておりますし、そのものは私も非公式であります。自民党の税制調査会ですか、そこへも知らしてあります。ですから、それをおそらくは自民党も御検討になるのじゃないかと思ひます。

一日先に発表した、翌日発表したと言ふが、これは一日であんなでかいことできつたやないのです。そういうこともありますし、それから、われわれはいつも申し上げることでありますが、結局、税制調査会というのは行政内の一つの委員会にすぎません。そこは結局何をやるのが本来の使命かといへば、私はいつも申し上げておるのであります。税についての技術だ、技術的役割りしか持つ

ていないのだ。それからいいビジョンがあれば、いい考えがあれば、いかにしてそれを生かすことができるかといふことを考えるのが税制調査会で、それ以上の役割りというものを持っていない。でありますから、もしわれわれの意見と同じものがあつたらうと、もしわれわれの意見と違ふものがあつたらうと、三日先に発表をなさうと、われわれとしてはそういうことは関係せんといふ次第であります。しかし、どういふ意味か、自民党は、先に発表をなさうことはお好きのようであるといふことは確かであります。

○阿部(助)委員 時間ですからこれで終わりますけれども、先ほど来申し上げました特別措置の問題、たいへん多過ぎます。そして税体系を乱す、公平の原則を乱すという点は、皆さんが前に御指摘なすつたとおりなんです。ただ、指摘はされたけれども、御意見はあまり出てこないやうであります。特別措置は、私、何か皆さんの介入外にはなげられていふんじゃないかとすら感ずるのであります。確かに多過ぎます。そういう点で思ふ切つた、特に年次が終る、来年終るというやうな期限の来るものには、特に嚴重な皆さんの態度で臨まれることを希望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○安倍委員長 武藤山治君。

○武藤(山)委員 税調會長にお尋ねをいたしますが、會長も御存じのように、いま政府の施策の失敗から物価が異常に上昇して、卸売り物価は二月末で前年比三六・七％、消費者物価も二四％という異常な物価上昇で、労働者の試算による発表でも、実質所得水準は四％減少した、こういう事態です。さういふときに、四十八年度の減税を考慮し、さらに四十九年度の今回の減税案を参酌しても、この減税は思ひ切つた大幅な減税に値する減税ではない、物価の上昇があまりにもひどいので、さういふ問題点について、答申の中でこう書いております。

最近の物価動向のもとでは、物価騰貴に伴い分配所得の不均衡、税負担の不平等化が進行するおそれ強い。このような不公平化を調整するため、事情の許す限り所得税負担の軽減適正化をはかるべきだ。軽減適正化というところに問題があるわけであり。また、活力ある福祉社会にふさわしい安定した生活を築くためには、家計における蓄積の充実を図ることが肝要であり、このような観点からしても、所得税負担を所得水準の向上に対応した適正なものに維持していくように努力しなければならぬ。適正な水準とありますね。

そこで、税調会長として、そういうような物価の動向を勘案して考えたときに、所得税のあるべき姿、適正水準、一体どの辺を、何をめどにそういう適正水準というものを想定して考えておられるのか、その辺をひとつ御意見を聞かせ願いたいと思ふのです。

○東畑参考人 武藤さんのお話、なかなか重要な問題でありまして、私個人として正直に申し上げますと、物価の騰貴がこの程度までいくということには、実は残念ながら、また恥ずかしながら、見通しはできませんでした。ですから、この税制調査会案を熟考しておることは、もちろん昨年のものであります。昨年の秋ごろになっておったと思ひますし、石油ショックが起る前から実は始めておりまして、相当画期的な税制改正ができたと思ひておりました。その後の物価変動、いまおっしゃったようなことになってきました。実はあまり画期的だ画期的だといつても、実際のところかという問題は確かにあると思ひます。これは即時断行ということはできないのが今日の制度でありまして、どうしても半年とか、あるいは法律のいかんによりましては一年もおくれてくる、こういうことになりまして、多少手おくれという点もあるかと思ひるのであります。

それでも今年度の税制改正というのは、物価調整的な意味では私は相当な役割はしている、こう思ひております。あと蓄積かどうかという問題になってきますと、初めに考えたようには期待でき

ないのではないかと、こういう点もございます。これは私も経済学というものをずっとやっておつたのでありますが、どうも日本の貯蓄といふものが蓄積でございまして、一般人のこれがなかなか経済的につかみにくい。つかみにくいといふことは、解釈しにくいといふことですが、今日のように物価が騰貴したとしておりましたが、まだある意味において貯蓄はふえていっている。こういうこともございまして、いいお答えをあなたにできるかどうか実は疑問に思ひておりますが、しかし、十分努力する。それで、物価のいかにによりましては、これで済まぬ。

私は、一応、昨年の秋ごろの話では、所得税改正正といふことは、ずいぶん大幅にやりまして、いままでは小幅なのを、思い切つたことをやれたのですが、もうこれでしばらくは所得税減税といふ問題は議さなくてもいいだろう、こう樂觀いたしておりましたが、物価のいかにによりましては、必ずしもそういう樂觀は通じない、こういう所存でおります。

○武藤(山)委員 以前は、中山会長時代は、国民所得に対する租税負担割合といふものはこの程度をめどにしよう、そういうものの一定のめどがあつて、そのめどよりとにかく高くならぬようにしようしようという積極的な姿勢が税調自体にあつたのです。だから、税調が一つのめどを持つて、国民大衆のために積極的な役割をある程度果たした時期があつた。最近の税調というのは、いま阿部さんがおっしゃるやうに、何か政府のやることの隠れみのに税調が使われていて、税調自身が国民大衆に期待されるやうな積極的な役割を果たしておらぬのではないかと、こういう不満があるわけですね。これは野党だからではなくて、国民も、そういう何か歯がゆさを感じていいると思ひます。何か適正水準はこの辺に置きたいのだといふ会長御自身の大きな柱といふのはあるのですか。

○東畑参考人 中山会長の時代あるいはそれ以前から、国民の税負担はどの程度がいいか、ほぼ二

〇%——ちよつと数字ははつきりしませんが、二〇%前後になつておつたと思ひます。それは今日もちろなしよつちやう頭にあることであります。が、われわれといたしましては、国民所得がふえてきたといふことと、社会保障その他社会資本の充実といふことを考えたら、もつとふやせる、若干パーセントはふえてもいいんじゃないか、こういうめどにいたしておられますけれども、今度のやつは何%になるか知りませんが、おそらく二〇%はこしていいんじゃないか。二〇%を切つていふという状況であります。しかし、何%が正しいかといふことを固定的に考える必要は一つもありません。国費の支出といふものは、新しい点から非常にふえております。一番大きいのは社会保障でございまして、社会資本の充実であります。そして、公害の防止とかいふ問題がありますので、どうしてもこれはある程度まで国民に適正な形において負担の増加といふことを願わざるを得ないんじゃないか、こういう觀念でございまして、決してめどなしに盲目的に働いておるといふわけではございません。

○武藤(山)委員 適正といふことを答申の中でしきりに使つておられるですね。したがつて、私は適正とは何か、どう尋ねておられるわけですが、適正の本身は、たとえば、生計費がこうだとか物価の上昇がこうだからこうだといふ——会長にこれを聞くのはちよつと酷かもしれせん。税調というのは、会長のスタッフに十人なり十五人の事務局といふのはおるんですか。その事務局がきちつと独立機関としておるといふなら、独自の判断もなされ、前向きな施策といふものも打ち出せる。先ほど、くしくも会長は、税調といふのは現在の機能と技術的な問題だけしかやれない、こうおっしゃるものですか、これは深く会長にお尋ねしようとしてもなかなかさういふこまかい中身のことは、大蔵官僚がつくつたものをただそれだけの業界の代表や学者の何人かが集まつて、まあこの辺でよろう、まあまあといふことで——これは主税局長が去年の八月段階にもうすでに描

いてた構想が今回の減税案なんです。それ以後の物価の上昇率といふのは、べらぼうなんです。だから、そういうものは全くこれには加味されてないんですよ。できてしまつてから、文字だけ一応物価の上昇を考えたとか何とか書いてあるけれども、主税局長が非常に熱心に減税問題に取り組んだのは、とにかく去年の八月段階で骨ができたんです。それが新聞にもちらほら出ていたんです。所得税減税のこの三本の柱は、去年の物価上昇がまだ一四、五%の当時の案なんです。それをそのまま税調が追認をするといふ税調の姿勢に問題があるといふことを、私はいま問ひたいだして

いたがつて、結果的に物価がこんなにも上がった、やはり年度内に少々調整減税をすべきにならうか。二千億出るか、二千五百億出るか、自然増収がどのくらいになるか、まだ的確にはわかりませんが、しかし、いま主税局長の発表しておる税収を見ましても、源泉所得が一番収入状況がよくて、一月末で九二・二%の進捗割合です。でありますから、サラリーマンは名目所得をどこにか一〇%捕捉されて税金をぶつかけるのですから、これはやはり取り過ぎですよ。そういう場合には、これは大蔵大臣からこういう点いかがですかと問われなくとも、積極的に税調としては、やはり提言をしてしるべきなんじゃないでしょうか。いかがでございましょうか。

○東畑参考人 あまり申し上げたくないですが、主税局長が去年八月、案を立てたといふことで、実は私は六月、大体のことを考えました。当時の愛知大蔵大臣であります。少し思い切つたことができたといふ觀念でございまして、その後もずっとやっておりますが、大蔵省の役人はなかなか有能でして、こつちの言つたことをずいぶん調べてくれるのですが、必ずしもわれわれに對してどうのこつちのといふことばかりではありませんで、逆にこちらから教えることもあります。だから、その点はあまりやかましくおっしゃつてくだらない

ようにお願いをいたします。

私は、結局、国税といいますが、こういう大事件問題につきましては、大蔵省がどうの、税制調査会がどうのという問題じゃありませんで、やはり国会と政府と、これは大蔵省に限らねえ、それからわれわれとが一致した意見をお互いに持ち合せてやりたい、こういうことにならねえ、持たすので、それが完全にかないということはよく承知しておりますけれども、気持ちいいし、ましては、その気持ちですと税制調査会をやっておりますわけです。初めのころは無我夢中でやっておりましたが、何年か重ねていくうちに、そういう考え方が一番いいのではないかと思うようになったのです。ですから、国会の御議論なんというものは、こさいに検討していただくのです。政府のおっしゃることもいいぶん検討しております。個々的には思いつきのような話もいろいろあちこちに出るかと思っておりますが、そうではないに、実現の可能なような意見は一体どうあるかという形においてやっております、それがこういう大きな問題を議論する根本的態度じゃないか、そういうふうになっております。

○武蔵山委員 会長とここで論争するつもりは毛頭ございせんが、私らがまだ大学の学生時代からいってばな学者だと思つて崇拝をしてきた東畑先生でありますから、私個人は、国民の立場に立つて、庶民大衆のふところというものをよく公平に判断をして、税調のしかるべき前向きの姿勢を堅持できる、りっぱな、超政府的、超党派的、そういう会長であることを信頼しております。そういう立場である税調会長なら、もう少々積極的姿勢を示してしかるべきではないかという期待をいたしたくなるのであります。

しかし、時間がわずか四十分でありまして、一問で終わるわけにまいりませんので先へ進みますが、今度の改正案の税負担を具体的に計算してみますと、たとえば、夫婦で四十八年に百万円の年間所得だった者を例に考えてみて、今度の賃上げの率などを、NHKが二五%すでにきめてお

りますし、大かたの状況からいきましてかりに三〇%の賃金アップと見ますと、四十九年は夫婦で賃手を入れて百三十万円になる。その場合に、四十八年の税額は二万一千三百円、四十九年の税額は三万一千五百円となります。実際には前年より一万二百円税額はふえるわけでありまして、そうすると、納税者の立場は、減税減税と言われると、去年より納める税金が少なくなるんじゃないやろうかという感覚がまずあります。だから、こういう形では負担感というものは消えないですね。

特に、私は、ここで問題にしたいのは、一定の所得者をとつてみると、給与の上昇率よりも税額の上昇率のほうがパーセントが高いということ。その階層は、独身者の場合、それから夫婦者、夫婦子供一人までのランクですね、この辺は弾性値が一を全部上回っているのではありません、所得の伸びと税金の伸びの弾性値を比較してみますと、特にひひいのは、所得百万円の夫婦者ですね、これが一・五九になるのであります。所得百二十万の者が一・〇六ということになるのです。どうもその辺の階層、低所得の階層、これが今回の改正案の中で見ると非常に恩恵が少ない。上のほうは恩恵率が高い。これは技術的に、税調であれば私はこういう点は直せたいと思うのです。直すべきではないか。どうも標準世帯ばかりに焦点を合わせ過ぎたきらいがあつて、その下のランクの連中の負担感というものは減らない、実際に納める税額というのはいくらふえる、こういう結果に相なっているの、こういう点税調はもう少々しさいに検討してしかるべきじゃないか。

おまけに、そういう百万から百二十万程度の低所得者階層には実際の実額税額はふえるにもかかわらず、反対に、高額所得者の三千万以下の人たちには累進構造の緩和をはかり、また給与所得控除制度も青天井にして、上のほうのランクの人たちの必要経費はかなりふえる。こういうことでは、税調の答申案に書いてある公平化という観点から見ると、やはり重役減税だというような批判

が出てくるのです。だから、ほんとうの意味での公平化というものをもう少々あらゆる角度から検討なされてしかるべきではなかったのか。その反省を、一体、会長としてなされていらっしゃるのかどうか、所見を伺いたいと思います。

○東畑参考人 税の負担の公平というところは根本使命になっておりまして、あらゆる場合に出てくるのですが、いまおっしゃいました弾性値の問題は、課税最低限を上げちゃうものですか、落ちちゃう人があり、その次になるものですか、多少高くなるということとは事実なんです。これは課税最低限を上げたということに伴う技術的結果じゃないか、こう思つたりいたしておりますが、しかし、いまのことは、ちよつと私もあまりお聞きしたしませんでしたような御質問だつたと思ひますので、なお検討いたしてみますが、弾性値が高くなるのはしかたがありません。いままでのところを上げちゃうたのですから、境目のその次の段階の人には、多少おしやるようなことに響くかもしれません。

○武蔵山委員 いまおそく大蔵省からの意見があつて、そう答えたのかもしれませんが、たとえば百〇〇万の場合でも一・〇二です。百万で夫婦者が一・五九、百二十万で夫婦者が一・〇六、百二十万で夫婦子供一人のところでも一・〇六、減税になる。〇・七六になる。百五十万で夫婦子供二人の場合が〇・二七で、最高に減税の恩恵を受けるのです。だから、百五十万というところにライトを当て過ぎちゃつて、その下のランクにどういふしわ寄せがいくのか、公平に行き渡らないかというところに対する検討が欠如しておる、欠落しておる、こう私は見ます。しかし、こんなことばかりは会長と論争すべき大きな問題点ではありませんが、ただ会長に、こういう事実があるということをお頭に置いていただいて、所得税減税についての今後の取り組みにほんとうの意味の公平化を実現してほしい、こういう期待をかけて申し上げてみたわけでありまして、詳細については後刻、主税局長との論争で中身を明らかにしたいと思ひます。

それから、先ほどやはり阿部委員がちよつと質問をいたしました社会保険診療報酬のお医者さんの課税問題ですね。現在、医療法人についてはそういう制度は適用していないわけですね。個人開業医については七二%を認め、医療法人については税率二二%で、農協とかそういうある程度公共性のある法人みたいな形で、二三%の法人税率になつておるわけですね。そうすると、実際の医療法人の必要経費を税調で調べた結果、一体、医者の必要経費というのはどのくらいが実際の姿になつておるのですか、調査の結果は、それはどうでしょうか。もしおわかりにならないければ、大蔵省から答えてください。

○東畑参考人 法人もそんな特例はないと思つております。公益法人になれば別でございまして。ちよつとこれは技術的な問題ですから……。どれだけの経費になるかというところはなかなかむずかしい問題であります。私の知っている限りを見ましても、青色申告を国税庁で調べた、四十六年度でありましたが、その結果は聞いておりますが、非常なデイスパリティといひます。余のことはありますけれども、大まかに申しまして五〇%から五五%ぐらいがごろ合ひではないか、こういうような予測を持っております。そういう意味から申しまして、いまの七二%問題というの、その見地からもひとつ検討しなければならぬのじゃないか、こう思つております。

○大倉政府委員 技術的な側面でございますが、社会保険診療報酬の経費率の特例は、個人だけに限定されてはおりません。したがつて、法人もこれを利用できるわけでありまして、ただ、実際の場合には、法人の場合には経費率かなり高い企業が多いために、現実には特例の適用になつてゐるの、はそう多くはないの、ではないかと思ひます。

○武蔵山委員 私の聞いた範囲では、あまり医療法人では七二%適用は申告してない、大体二三%の法人税率割合を利用しているようです。○大倉政府委員 その二三%という御指摘は、適

用税率のほうでございまして、適用の経費率といたしましては、申し上げましたように、現実の特例を利用しておられる法人というのはそう多くないということでございます。

○武蔵(山)委員 それで、税調答申では、別途答申する。先ほど阿部さんの質問では、十二月に間に合うようにという会長の御発言であります。これは間違いなくこの社会保険診療報酬については、税調としては、いかなる妨害、国会議員の陳情、こういうものがあっても、やはり妥当性のないものはこの辺できちっと姿勢を正させる態度をとる、そういうことを明言できますか。

○東畑参考人 いまの気持ちとしては、実は私の任期が秋なのでありますが、特別部会というものを運用して、特別部長も私は実は兼ねておりまして、ぜひやりたい、こう思っております。何らかのめどをつけなければならぬ。また、そうしないと国会の御激励に対してこたえなかったということになるものでありますから、やろうかと思っております。おそらく委員の諸君も賛成だと私は思っております。

○武蔵(山)委員 ぜひ将来にわたって税制会長東畑先生の名が歴史に残るように、この辺でひとつ大英断を下していただきたいと期待を申し上げます。

それから、法人税の改正であります。世界各國の税率と比較して日本は低過ぎる、先進国と比較して低過ぎる、今回はようやくまたの批判や国会の論議を通じて法人税も四〇%に引き上げよう、こういうことに政府も決断をしたようでありまして、四〇%もまだ低過ぎる。やはり四二%ぐらいのところは当然ではなからうか。というのは、大蔵省の資料によっても、大法人の実効税率というのは非常に低いのです。資本金百億以上の会社の実効税率は三二%だ、一億以上百億以下の大法人は三四・八%だと発表しているわけですね。そうしてみますと、いまの法人税率というのは、四二%に中心を据えて、さらに段階的に、資本金五十億あるいは百億以上というような資本金階級別

にある程度段階税率を設けるべきではないか。そういう考え方にはついては、会長としてのようにお考えになっていらっしゃるか。

世界の例を見ても、アメリカは五一・六四、西ドイツは四九・〇五、フランスは五〇%である。担税力は十分ある大商社や巨大産業、いま懸望の批判を受けている、暴利をむさぼっているようなこういう大企業について、やはり段階的な税率にこの際改正すべきでないか、こういう野党としてたいへん強い社会民主党まで提案をしているのであります。会長としての所見はいかがでございますでしょうか。

○東畑参考人 現在、法人税につきましては段階は二つになっておるわけでありまして、それをさらにふやせという御意見のようであります。地方税を入れますと相当の税になっているというところは確かにあります。国税につきましても四〇%、もともと国際競争力ということが日本の一つの問題になっておまして、法人税は一時四二%まで上げた。それは御指摘のとおりでありまして、その後ずっと下がってまいりまして、連続して下がって三五%まで下がった。そこで、この勢いを食い止めて、数年前であります。それからまあ上がりきりになっております。しかし、今度はすいぶん一べんに上げたわけですね。ですから、四二%と急激に一体いくかどうかということ、なかなかむずかしい問題じやないかと思っております。

それから、段階問題であります。これはつまり額の問題と率の問題がございまして、百億の法人がかりに二十億も上げるといふことと、資本金五億の法人が六千万も上げるといふことは、率からいって上より下のほうがもうけ過ぎであるということになります。そういう意味から申しまして、企業の規模、その他からいって、かりにやたらと一体できるかどうかという問題、それは昨今非常に問題になっております。超過利得税ですか、これの御審議がどうなるか知りませんが、これをごろんになりまして、法人の規模ということに

伴う利益の額の大きさということ、利益率の大ききさということとは必ずしも並行しない、そういう問題が私は非常にあると思う。ですから、いま急に法人税の段階ですね、おっしゃったような段階を導入するということは、非常にむずかしいことではないか、こう思っております。また、考えとしてはたしてどうかというの、私の考えであります。しかし、先ほど申しましたように、法人税検討の特別部会を今度、制度としては発足させたわけでありまして、そこではそういう問題は当然議論するのではないかと思っております。

○武蔵(山)委員 税調がそういう消極的な姿勢でいるから、超過利得税の問題も行った来たりして、政府案がでないというように、ここまでおそれる影響があるのですね。やはり私はそういう点を、あまり大蔵省の専門家の役人の言うことだけを聞いて、税調がからに閉じこもっていたのでは、もはや今日、国民の要請にこたえる税調にはならない、私はそう思うのです。

そういう意味で、資本金十億以上の会社だけでも約二千社あるのですね。だから、少なくとも資本金十億あたりからは特別な税率を適用して――担税力はあるのですから、担税力という観点から見ると、それはいまの電気ガス税を取ったり、零細な庶民のふところからわずかつの金を、取りやすいからといって取るよりも、資本金十億以上の会社の二千社から少々余分に取っても、担税力の面からいくならへのカッパですよ。私はその姿勢の問題だと思ふのです。

しかし、きょうは論争じやありませんからやめますが、そういう点で、せっかく法人税の段階税率についても本格的に、大資本、大所得、そういう場合には両方を加味してもいいですよ、何かいい方法はありませんか。社会党がいま出しているこの超過利得税に対する捕捉のしかたは、資本金階級別、同時に所得階級別に税率をぶつけるわけですね。でありますから、これは確実に捕捉できるのです。自民党案のように、超過利益というものを前二年間の何%以上なるときめるから、

みんな準備金に逃げちゃったり、引き当て金に逃げちゃったり、給与に逃げちゃって、所得率が落ちる。それじや捕捉できないじゃないかという議論が出てくるのです。

だから、税調あたりも、法人税体系全体の問題をやはりそういう担税力がゆうゆうある大企業と、それよりも低いところというものを、ある程度類型に分離をする必要があるのじやなからうか。そのほうがより現実的であり、実態に即した税のあり方ではなからうか。あまりにも大法人に気がねをし、奉仕し、おまけに至り尽くせりの租税特別措置で、実効税率三二%なんというべらぼうなことが行なわれているのですね。そういう面から見ると、私は、この際、段階税率に税調は踏み切って、今後の検討を期待いたします。

次に、先ほど阿部さんからちよつと指摘された租税特別措置の洗い直しであります。本年か、どうもこの期限到来になって廃止するのは一つですね。あとは全部二年間延長、一年間延長で、そのまま延長されている。だから阿部委員は、特別措置についておそろしく真剣な本格的な検討がなされなかつたのではないか、こういう指摘をしたわけでありまして。

たとえば、会長、海外投資損失準備金といううなのは本年期限が切れたんですね。いいチャンスだったんです。いま海外へ資本がどんどん逃避をして――利益が出れば、その利益を海外に投資すれば、後進国の場合五〇%はこの海外投資損失準備金に積み立てできるのですね。だから、国内の本社で利益がうんと出れば韓国に行つてしまふ、台湾に持つていく、インドネシアに持つていく。一年間に一千社も海外へ資本をどんどん持っていくわけですね。ひどいのはブラジルあたりで、事業をしないで土地だけ買っておくという企業があらわれている。そういうものをやはり国策の見地から、国民経済的視野に立つて、今日は外貨がどんどん減つていて、資本の逃避をどうしようかと深刻に考えている事態なんでありまして、

海外投資損失準備金や技術等海外取引に係る課税の特例、海外市場開拓準備金、あるいはいま投機でもって怨嗟の批判を受けている商品取引責任準備金、これは一年ずつ延ばしたんですね、海外も商品取引も、ことし期限が切れる。海外と技術は二年延長、これはことしあたり本格的に真剣に洗い直しをして、徹底的に縮小するべきものでない直したか、こういう感じが私はするのです。税調としては所得税のほうにすべての中心がいつてしまつて、租税特別措置の洗い直しというのに少々欠落、手抜かりがあつたのではないでしようか、会長いかがでしようか。

○東畑参考人 手抜かりは別にないと思つておりますがね。相当議論をし、廃止すべきものは相当廃止した。ちよつと名前は出ませんけれども、輸出振興関係のものはすいぶん整理いたしました。すね。整理しておりますが、またあとから相当のものができたと思ひます。

どうも武藤さんのお話を聞いておりますと、ごもつともな点が多いのでありますが、それは少し税に対して御期待が多過ぎるのではないかと、いふような気がするんですよ。これはそういう問題よりも、本質的には日本の対外経済政策とでも申しますか、その議論から築いていきたいと思います、なかなか税でもってそれをやるというところは非常にむずかしいような気がします。一番いい例は土地税制なんでありまして。土地の税を幾らやつても、土地政策そのものが確立されておらずと、逃げ道は出てくる。私が特に希望いたしますのは、法人税につきましても、法人利益の算定方式、これにつきましてもいろいろ教えていただきたい。利益をどういふように勘定するかという問題、その会計上の問題になるかと思ひます。その点が非常に重点じゃないかと思つております。

○武藤(山)委員 本格的には大蔵大臣とその問題を論争しております。もつと日本全体の財政経済、金融政策、海外政策の観点から議論もしているわけでありまして。ただ、たまたまきょうは税の専門家でありまして、税の面からもこれは検討

してしかるべきじゃないかという提言をいたした次第であります。

私、四十二分までであと二分でありますから、あとちよつとまとめて、税調のつた姿勢についての御意見を聞かせ願ひたい。

一つは、広告税課税が昨年たいへん騒がれておりました、広告税課税についての税調の見解、処置、態度、どういふことになったのか、これが一つ。

それから今度の答申の中で、電気ガス税、相変らず廃止をしないで、ガスと電気という大衆消費の中から税金を取ろう、従来六%だったのを今度五%にする、ちよつと減税をする。免税点は、ガスの場合二百円を二百七十円に免税点の引き上げをやろう、電気も千円から千二百円に免税点を上げよう、電気が千円から千二百円に免税点を上げるといふものです。大体、電気ガス税といふものはもう大衆課税の最たるもので、逆進性の非常に強いものである。しかも、大企業の大衆消費する電気料などは免税になつておるわけであります。ちよつとこの電気ガス税は、私の見解では、もう廃止すべきじゃないか。なぜ税調はこういうものを一%ぐらいちよつと税率を減らす程度にとどめたのか。

それから第三点は、申告納税の際に、医療費控除といふのがあります。家族が医者にかつた場合、あるいは普通の医薬品を買つて飲んだ場合、その場合控除される。ただし、それは所得の五%以上でなければだめだといふ規定です。五%といふと、かりに各目所得がどんどん上がつちやつて、百五十万、二百万の層がかなりふえちやつた。五%といふと、かりに二百万にして十万円お医者さんに代金を払わないと七万円ではだめ、八万円でもだめ。私は、この制度は税調として当然再検討して、医療費控除の率を五%から三%に引き下げるべきじゃないか、ちよつと見解なんでありまして、税調会長としていかがでございましょう。

この三点について、もう時間がありませんので、結論をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○東畑参考人 広告税につきまして一べん検討したことがございまして、詳細に検討したという時間はございせん。と申しますのは、広告と交際費とが非常に交錯をいたしてございまして、技術的に非常に困難である。その点がおもな理由になるかと思つております。

電気ガス税は一%と先生おっしゃいますけれども、これはもとは連年一%ずつ下げてまいりました。ちよつとストップしまして、またことしから下げておる。本来申しますと、ちよつと生活用品については課税といふことはなるべく減らしたほうがいいのじゃないかと思つておりますが、これは何しろ地方の財源になると申しますか、しかも非常に、これはバランスがとれてないと思ひますが、ちよつとこのことに食い込んでおりました、一べんに景気よくはなかなかむずかしいんじゃないかと思ひます。

医療費の控除、これはひとつ一べん考慮いたします。ちよつとそこまで存じませんでしたから。

○武藤(山)委員 終わります。

○安倍委員長 増本一彦君。

○増本委員 共産党・革新共同の増本でございまして。どうもきょうは御苦労さまでございまして。今出されました税制調査会の答申で、実は答申をお待ちする段階から、私どもは所得税の減税とすることながら、法人税の改正がどのようになつたかといふことを注目してまいりました。先ほどから所得税の減税についてはいろいろお話がございまして、時間があつたらあとからお尋ねするとして、主として法人税の改正の問題について御所見を伺いたいと思ひます。

今日、インフレを押えて物価を安定させるといふことが、国の政治の最重要課題の一つになつてゐるわけですね。そういう点から見ると、今回の法人税法の改正というのは、時期的に見てもおそきに失したのではないかと。

それからもう一つは、答申が時間をかけたわりには懸案の問題の解決がなされてないといふこと

とに、実はたいへん失望しているわけですね。昨年の国会から、あるいはそれ以前から、法人税率を引き上げて過剰流動性を吸収する、そして内部留保の積み増しも規制をして、法人課税所得の拡大もはかつていくということが、国会の中でたいへん議論になつてまいりました。昨年一年間の経済の異常な状態、大企業の売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、それを反映した昨年九月初の決算やことしの三月の決算予測などを見ますと、文字どおり昨年中に法人税率を引き上げておくなどの十分な手だてをとるべきではなかつたかという感を非常に深くするわけですが、そのように先生は考慮えにならないかどうか、まずその辺からお伺ひたいと思ひます。

○東畑参考人 どうも一年単位でものをやつておりました、いま増本さんのおっしゃつた手おくれだといふ点は、あるいはあるかもしれせん。ですけれども、われわれとしては、大体は御承知のように、春からのものを始めて、暮れまでにものは解決する、その先に起こつたいろいろなこと、たとえば、最初に申しましたように、物価が上がる、この調子で騰貴するといふようなことは、実は残念ながら予想がつかなかつたのでありまして、その意味で手おくれだとおっしゃることはあり得るかも知れませんが、また長い期間を見ますと、一体こつと三月決算は多くなつたと思ひますが、ことしの秋の決算は一体どうなるかといふことを考えますと、こつと調子は私は絶対に続くものではない、こつとこつと考へております。

○増本委員 しかし、それにしても法人税率の引き上げについては、四〇%でもまだ低いのではないかと意見がある。もう一つの問題は、法人の実効税率の問題を考えますと、表面税率の四〇%の問題とあわせて、あるいはそれ以上にウエイトを持つのが配当課税措置であると思ひます。今回の改正によりまして基本税率が四〇%に上がったことに対応して配当課税の税率が三〇%、ことしは二八%、こつとこつと定率してゐるわけですが、これで勘定して、二

八%の場合が配当三〇%として四八・八三%、配当分が三〇%になった場合でも実効税率が四九・四七%でしたか、そういうことに一応なっているわけですね。結局、配当分にとのくらしいところかというところによって実効税率が非常に違ってくるわけですね。

そこで、配当控除制度をどうするかということ、これも久しく議論してきた問題でありますけれども、今回の答申を読ませていただきますと、法人税の基本的仕組みに関する結論を得ることなくこの制度を一律に廃止することは適当でないという御趣旨のことがあって、結論がまた先に延ばされている。

そこで、お伺いしたいのは、第一点は、この法人税の基本的な仕組みというように答申でお述べになつていらっしゃるわけですが、どんな構想をお持ちになつていらっしゃるのかということ、それからもう一つは、今回の改正のように、基本税率の引き上げにリンクして配当控除税率の引き上げだけをやっていくということでは、結局、配当控除制度をやめる考えがないようにも判断ができるわけで、これをほんとうに廃止する方向で考へてあるのかどうか。もし廃止するのだとすれば、そのためにどんな条件が必要だと考へていらっしゃるのか、この点は受け取り配当の益金不算入の問題や配当控除制度の問題でも同じような趣旨のことが述べられておりますので、ひとつその点にしばって御所見を伺いたいと思つたのです。

○東畑参考人 いまおっしゃいましたように、実効税率の問題、基本税率と実効税率の差という問題と、それに関連して配当控除の問題、益金不算入の問題、個人所得、それからさつき配当控除といひましたが、こういう問題、引くくめて検討する時期が少なかったわけですね。実際の問題といひましては、利子、配当の問題につきましても、私が税制調査会に関係してから以後、毎年毎年実によくやりましたが、議論がわりあいに進展してはなかつた。私はいつも感想を述べたのですが、議論が進展していない。しかし、議論のやり方は

委員の諸君はうまくなりましたねとひやかしたことがあるのですけれども、いろいろ議論をしておりまして、景気が少し悪いときはこういう問題はしにくいのです。法人所得がふえてくるというふうなときはやっぱり一番チャンスじゃないかと思つておりました。特別部会を設けましたゆえんは、そういうところに背きました。

昨年、国会で、参議院でありました衆議院でありました。ちよつと記憶いたしておりますが、ある議員の方から、法人税を引き上げるといふことを考へているが、非常な不景気になつてもやるのか、こういう質問がありまして、どなたでしたかちよつと忘れましたが、ぼくはその方に、それはきょう一番痛い質問なんだ、悪くなつてもやるかというところは、やりまして皆さんの前に約束はなかなかちよつとしにくいと思つております、と答えたわけでありました。一本参つた質問なんでありまして、幸いにして法人所得といふのはふえておりましたから、今度は相当全面的なものに関連いたしまして改正したい、こう思つております。議論としてはもうほとんど尽きておるぐらい、皆さ議論しておりました、どういふふうに行案、たてまえを立てるかということが問題になつております。

○増本委員 そこで、先ほどもちよつとお伺ひしたのですが、こういう問題は、法人税の基本的な仕組みをどうするかという問題とのかかわり合ひで処理されていくことになるわけですね。一番伺ひたいのは、それではどういふ構想、プランでこの法人税をこれから料理なさろうとするのか、そこところは、実は長期答申を拝見しても、私のほうでは必ずしもイメージがわいてこない。先生としてはどういふような構想を基本的な仕組みとして考へなかつたかということ、ひとつ明らかにしていただけたらいいん幸いだと思ひます。

○東畑参考人 法人税のそういう問題につきましても、実は税制調査会でも、百人百様というちよつと言ひ過ぎでありますけれども、実にいろ

いろな議論がございまして、どうまとめるかというところは苦勞を感ずるを得ないと思つたのです。私自身は、どうもいい考へがないのです。それで、しよつちゆう国会なんかに来て、どういふ考へ方がありですかというのを聞きたい。増本さんから、きょうのこと、そんなことは申しませんが、ビジョンを聞かしていただいて、私どもとしてはそれに応じて技術的な完成をはかるといふことが、そういう次第なんでありまして。

○増本委員 実は先生からそうおっしゃられますと……。そうすると、先ほどお話ししました配当控除制度や、受け取り配当の益金不算入とか、配当控除の制度ですね、こういうものが全部基本的な仕組みの結論を得なければ、実は処理できない問題であるかのように答申では書かれていたわけですね。そこへもつてきて、いまの先生のお話しですと、この基本的な仕組みについてのビジョンが各人各様でまとまらない。そういうことだと、税調としては、結局、このような配当控除その他いま申し上げたような法人税にまつわる問題点といふものの解決はできなくなつてしまふのではないかと。どうも税調では、そういう問題についての解決の能力が、現在のところ百人百様の意見のために出てこないといふような感を深くするのです、いかがなものでしょう。

○東畑参考人 そこが増本さん、どうまとめるかという、私の腕ですかね。大きなことを言うつもりはありませんが、そういう問題があります。何とかしてまとめたいたひです。おそろくはまとめるということについて反対意見を持つておられる方はないと思つたのです。どうまとめるかというのが問題であります。

それともう一つは、どうも私としてわからぬ問題は、いわゆる法人擬制説と実在説的な考へ方がございまして、それは日本として決着してないのです。ことに商法の問題なんかございまして……。だから、問題は非常に広範なんです、この答申のときに、全体に触れないでは部分的に何もやらないのか、そういうことでありません。

何か全体のビジョンを描きながら一城一郭をこわしていく、こういうことでいくよりしかたがないかと思つたのです。景気よく一挙にやりたいのですけれども、なかなかそれは実際問題としてむずかしいのです。ただ、頭に描いていられる一種の理念を考へながら一つ一つこなしたいという感じが、こう思つておられますので、少し長い目でこれはひとつ考へていただきたいと思います。少なくとも過去十年以上にわたつたたびたびこれは議論した問題であります。

○増本委員 先生も、この配当控除税率が大企業、特に配当性向の強い企業に非常に有利に働くといふことはしばしばお認めになつてきたことであると思ひます。これは一般的にもいえることであるといふように思つたのです。その上先ほどからも議論になつております租税特別措置の軽減効果といふもの、大蔵省からいたひたい資料を見ましても、やはり大企業に特に手厚く働いていられるといふようにいえると思つたのです。準備金や引き当て金などは、特に今日のような経済情勢のもとですと、買ひ占め資金にもなつていられる。これは経済危機の根源の一つとしてやはり重視しなければならぬ。しかも、この特別措置といふのは外国にもあまり例がない。このことが資本金の小さい企業と大きい企業との間の法人税の負担の公平を阻害する要因になつていられるといふことも、これは大蔵省からいたひたい資料によつてもはつきり指摘できるといふように思つたのですが、これは再検討されるというように思つたのですが、これは再検討されども、やはりこういう誘導税制を、今後の経済の状態、日本の進むべき経済の方向をにらみながらどう料理していくのかといひますか、そういう明確なプログラムといふものを私はこの際、税調としてはお持ちになるべきではないかというように思つたわけですね。そういう点で、単に四月から十二月までの間に翌年度の税制をどうするかという問題とあわせて、いまこへきて高福祉の経済をつくつていこうという条件のもとで、こういうような誘導税制をどういふように再検討し吟味す

るかというようなプログラムがぜひとも必要になつてきていると思いますが、その点はいかがでしょう。

○東郷参考人 申し上げたいと思うことが一つありましたが、どうもいい機会ですが、どうも税制調査会といつたしましては問題は一つありまして、毎年毎年の減税問題あるいは増税問題につきまして、エネルギーを奪われることが非常に多いのであります。私はそれよりはもう少し長期の考へ方といひますか、それこそ基本的仕組みという問題に重点を置いたそういう税制調査会、それが本格的なわれわれの働く任務だと実は思つております。ところが、毎年毎年の問題になつてきますと、それに実際はエネルギーを奪われまして、これに一年のときは事業主報酬制度、あれにはもうずいぶんエネルギーを奪われまして、何回やつたか記憶いたしておられますが、ああいうこともありました。あれは残念ながら、自民党と一致できなかったのです。

そういうこともありますが、そういうそのときそのときの問題は一体国会がおやりになつたらどうだ、率直に申しまして、多少なりとも役に立つのであれば、長期的な考へ、基本的な考へといふもの、そういうふうな税調を運用したら一番いいじゃないか。私の過去十年の経験ではそうなのであります。やめるときですから、そういうことはひとつ大蔵省にも考へてくれないかということをよく申して、あるいは国会で少しそういうこともやつていただきまして、それは個々の三十何人、それぞれのエキスパートなんですけれども、委員といふのはそうそれに専念できませんといふこともございまして、毎年毎年の問題になつてきますと、なかなかこれはそのときそのときの事情といふことを、日本は目の色が変るようになつてくるものでありますから、それを私どもがフォローするといふことは正直なところなかなかむずかしいのではないかと、こういう考へておりますので、きようお聞きしたことがなんかつかない問題もございいます。それはもちろん検討いたしますが、

大局的なそういう意味では、税調そのものを一度考へ直せということも政府に対して言つていただければ非常にありがたいことだと思つております。

○増本委員 せっかくの先生のそういう御趣旨でございまして、その意はやはり積極的に体して進めていくようにしなければならぬというように思ひます。

多少個別の問題にわたりますけれども、この特別措置の中での特別償却の問題なんです、実は大企業であればあるほど、この特別償却を使う比率が非常に高まつてきている、しかも、新しい機械設備の定額法ではなくて定率法による償却をするようになって、現在では、機械設備の耐用年数も非常にふえていくようになっていくわけですね。ちよつと統計を調べてみましたら、減価償却率が一九三六年には六割弱であつたのが、五五年に一一％、最近は一五％をこえるというふうな状態なんです。これは実質的には、費用を大きく見せかけてもうけを隠すというふうな役割も果たしているわけですね。こういう特別償却についても、私はこれは特に資本金など、たとえば資本金十億円以上というふうな形で、一定の線を引く必要があると思ひますけれども、こういう問題も十分考へになる必要があるのではないかと、いふように実は考へているのですが、そういう点は税調などで議論にはならないものなんでしょうか。

○東郷参考人 いまのお話は、私、ごもっともだと思つておりますが、実は戦前、過去と申していかも少しませんが、過去におきましては、それほど大きな技術革新といふことはございませぬ。戦後、ことに昭和三十年以後は技術革新といふことが行なわれるようになりまして、それはどうしてとも大きなところが最初に手を打つて、小さいところは打てないといふことになる。そういう形で特別償却といふことがいわゆる大企業に有利に働くとはいひますが、といふことはあり得ることだと思ひます。それから設備が非常によくな

りましたので、耐用年数ももちろん長からざるを得ないと思ふ。何年が正しいかどうかといふことは、これはちよつとよくお答えいたしませんけれども、大勢としては高くなつてくることは事実なんです。大企業が技術革新をやる、固定資本といふものは非常に多くなつてきた、そのことが償却といふことにつぎまして有利に働いているといふことは、これは大勢だと思つております。これはおっしゃるとおりであります。

これについて、どういふふうな税制でやるかといふことは、一つの大きな問題であるかと思つております。法人税の問題につきまして、先ほど申しましたように、利益計算の基礎、やり方、これをもつと検討しなければ、ほんとうの法人税問題にメスを入れるといふことはむずかしいのではないかとと思ひます。

○増本委員 時間がありませんので、あと一問にしようと思ひます。

もう一つ、法人の課税所得の拡大に関連しまして、交際費課税の問題について若干お伺ひしたいと思ふのですが、今回千分の一にさらに圧縮をするようになったわけですが、またその超過分の二五％が損金算入といふことで残つていくわけですね。資本金の大きい会社について特に問題になると思ふのですけれども、一体、この二五％の損金算入が現実に必要なのかという問題が、やはり疑問として依然として私は残つていくわけなんです。この問題は、私のほうは廃止すべきではないかという考へを持つのですが、その点は先生はいかがな考へかといふこと。

もう一つは、交際費と関連しまして、いま社会的に問題になつていけるのは政治献金の問題です。政治献金が会費とか寄付金の名目で損金に算入されて、これが実は一般管理費、販売費と一緒に総原価として加算されて、結局、そのツケが国民にいろいろな形で回つてくるというふうなことに、実態はなつていけるようでありませぬ。この政治献金の問題といふのは、政治資金規正法の抜本的な改正によつてももちろん正當にアプローチをしてい

く、これがオーソドックスな考へ方であるし、それをやらなければならぬと思ふわけですが、やはり税制の面でも、この政治献金が目玉のいかにかわらずいろいろな意味で損金になることのないように、道をやはりふさいでいくといふことも一つの手段ではないだろうかといふように考へるのですが、税調でそういう御議論があるのかどうか、また先生としてはどういふように考へておられるか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○東郷参考人 政治献金につきましてあまり議論したことは実はございせんが、われわれ新聞から知ること以上は存じませぬけれども、これは実によくわけのわからぬものでして、選挙費用と政治献金といふのは最も、つまりわからぬものの一つであります。これを——いま増本さん、盛んに先生、先生と言われて、どうも少し恐縮なんです、が、あまり先生と言わずにおいてほしいのですが、これを何とかするといふことになつてきますと、これは事実上われわれとしては不可能なんです。これは皆さんお互ひにひとつ話し合つたが、一番賢明なんじゃないか。政治献金はいかぬとかいふ問題ではない、私個人としては、今日のよう選挙に金がかり、議員としての体面といふものを保つためにはずいぶんお金がかかるやうなんです。しかし、これは逆に言いますと、国民が悪いのですよ。議員は何でもやるべきものなんだといふことで、結局、日常でも支出をずいぶん心理的に強制してくるというやうなこともありまして、これはどうも日本の政治の運行上、決して好ましいことではないと思ふのであります。しかし、おまえどうするのだと言われまして、頭を下げるを得ないのです。いわんや先生、先生と言われると、なおほくも恐縮して、この点だけは許していただきたいですな。

○増本委員 それでは、最後に、中小企業法人の軽減税率の問題についてちよつとお尋ねしたいのですが、実はアメリカの法人所得税を見ましたら、普通税が二二％で、二万五千ドルをこえる所得に二六％ですかの付加税がつくといふことになつて

おりますね。それで、実はいまの為替レートで計算してみたら、大体二万五千ドルというのが七百万円から七百五十万ドルのところに行くわけですね。今度、法人税法で中小企業の軽減税率の適用範囲がちょうど七百万円に拡大される。これはたいへんけっこうなことだということに思うのですが、そういうバランスで見ますと、アメリカと比較してみますと、まだ実は中小企業の法人の軽減税率は、アメリカの普通税の税率二二%よりも六%高いという計算になるわけですね。ここで、中小企業の日本の実態を見ても、やはり五%ぐらい引き下げてもよいのではないかと。また事実、中小企業法人の中にそういう要求もあるわけですが、一方で大企業に対して引き上げると同時に、日本の中小企業のいま置かれている状態を考えますと、そういう税率軽減という面での配慮もやはりすべきではないかというふうに考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

○東畑参考人 ちよつとアメリカの事情を頭に入れておられますが、ごく一般的なぼくの気持ちをお話いたしますと、中小企業を優遇する、その経済的發展をはかるといふことは当然のことです。これは当然のことなことでありますが、ただこういう点をひとつお考え願いたいのでありますが、現在の日本における富の流転といふことが、所得の流転といふか、あるいはお金の流転といふものは、戦前からずっとわれわれが持っておった常識と少し違っているのではないかと。ある種の中小企業といふのは非常にたくさんのお金を持っています、非常に高額な所得をあげておられるということ、これはなかなか把握しにくいのであります。予想です、感じておりますが。

日本の所得問題あるいは資本蓄積問題については、それがはっきりしない、ほんとうの本格的なことはできないのではないかと。おそらくいかなる場合においても、十年とか十五年からかからないと流れはわからないんじゃないかと思う。とんでもないものがとんでもないところで売れているなどということは、これは必ず中小企業とは申しませんけれども、一般的な意味で、ことに給与所得、それから大企業、そういうところでつかまれる範囲外のことが相当多いんじゃないか。これが将来の日本にとつて非常に大きな影響になってくると思ひますので、そういう点につきましても、十分御考慮願ひたいと思つております。

ただ、表面的な意味では、中小企業を大事にすることは当然のことです。いわゆる中小企業といふものの名において、必ずしも中小企業ではない、こういう所得の流れと資本の流れといふものが、いまの日本にあつて、なかなか芽が水面に出てこない。これが日本の将来の経済という問題を考える一つの大きな長期的課題だと思つておられます。こういう心持ちも実は持つておられます。その他の点につきましては、ごもっともな点が多いと思ひます。

○増本委員 時間ですので、どうもありがとうございます。また。

○安倍委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 それでは、三点ばかり東畑会長に伺ひたいと思ひます。

まず第一点は、東畑会長も現在の経済社会情勢、特に本委員会、予算委員会でも問題になりました。いわゆる超過利得といふ言葉があるのは不当利得といふ言葉と、そういうような大商社とかあるいは企業の先取り値上げの問題等もお聞きになっていらつしやると思つたのですが、その中で特に問題になってきたのは、やはり超過利得をどうするかという点、それが税金ということになればわれわれの所管にかかってくるわけですし、当然、税制調査会としても単に傍観的に看過できない問題じゃないか。大蔵省においても、その問題が起つてきたときに、一応それなりの見解は持つておられたようでありまして、現在、各党の案が出て、これから相談するといふような段階にきておられるようでありまして、いずれにいたしましても、それは臨時立法法でもありますし、こういうような社会情勢、経済情勢に合わせて、税制のあり方というものを

基本的に考えてみなければいかぬのではないかと思ふのです。

そこで、税制としても、こういう不当利得とかあるいは適正利潤率とかいったものについて御研究なさるあるいは御検討なさるお考えがあるかどうか、そのことを最初に伺ひたいと思ひます。

○東畑参考人 昨今いろいろ新聞その他で拝見いたします超過利得税ですが、これにつきましても、超過利潤税ですか……。

○広沢委員 いろいろ言ひ方があります。

○東畑参考人 それにしても、いろいろななかむずかしくてあれしませんが、どうも私は少々悪いことをしてもうけたやつをいじめて金を取り上げるといふのはちよつと痛快なんですけれども、しかし、どうも税にそういうような罰金的な思想を盛り込むといふことになれば、これは反対せざるを得ない。税制といふものはそういうものではないのだ。国民が国家の運営に必要な金を出し合つてやつていくことではないと思ひますが、そういう金があるのではないかとこの点が頭にひつかかる点であります。

それはともかくといたしまして、もう一つひつかかる点は、一体、超過利得といふものは何なのか、こういう問題なんです。それで、千載一遇の好機でもうけた人もありまして、嘗々と、具体的な名はあげませんが、努力しまして、技術改良していくといふことで非常な利益をあげておられる人もございまして、超過利得といふものを定義するといふことが非常にむずかしい、変に定義いたしますと、それを帳簿上全部隠してしまふ、そういうこともありまして、私は超過利得税にはあまり賛成しかねる気持ちでおります。

ただいろいろ案が出ておりましたが、まだ……だ……といふことは悪いかもしれませんが、たしか社会党の案ではなかつたかと思つておりますが、若干法人税に付加するといふことですね。付加するが、ただ段階的にどうのこののといふ問題は別といたしまして、法人税に対する付加

的な観念というのが一番フィジブルじゃないか、こういう観念を持つております。あとはどうも技術的にむずかしいんじゃないか。ちよつと案を立てるといふけれどもできないといふことと、それよりも心配なのは、そういうことがあれば超過利得を消すといふいろいろな操作といふものが非常に行なわれまして、これは私はどうも好ましいことではない、こういう観念であります。それほどあまり検討したことはありませんけれども、ちよつとした感じではそうであります。

○広沢委員 この問題についての御所見をお伺ひしたわけでございますけれども、ただ、もう一点申し上げておきますと、これは当時の予算委員会におきましては、政府当局も、そしてまた、テレビ、ラジオを聞いておった国民も、すべての方々がその指摘されたあくだいやり方については憤りも感じました、そういうふうな国民の犠牲の上において利益を得ていくといふものについては何らかの方法を考えなければいかぬじゃないかという中から、財政当局の大蔵大臣も、何とか対処をしなければならぬといふようなお考えも示していらつしやるわけですね。したがって、そういうものに対する税の体系を考えたり、あるいはまた、そういうものに携わる者としては、やはりこれについての研究なりあるいは検討なりということ、結論がどうなるかといふことはその検討の結果でございますから、はつきりどうなるかといふことはやってみなければわからぬでしょうが、やはりこれからの税制のあり方を社会の現象、経済の状況に合わせて御検討なさる税調においても十分検討し、論議すべき問題ではないでしょうか、こう思ひますので申し上げたわけでございます。個人としての御所見はお伺ひしましたけれども、それに対して御検討の余地がある、あるいは議論の価値があるといふことであればと思ひますので、もう一度お伺ひしてみたいと思ひます。

○東畑参考人 私は検討を否定するわけではございません。大いに検討していただきたいのでありますが、検討の一つの項目といたしまして、つま

それで、先ほども申し上げましたように、私といたしましては、税制調査会は主として長期の問題を十分議論して、毎年毎年の問題につきましては、これは政府なり国会におまかせするのがいい

のではないかと思っております。と申しますのは、私も昔からいろいろな政府の委員会に関係したことがありますが、そういうことはかなわぬというのでやめた米価審議会、これも六、七年やりました。これは一本答申以外に出さないうことで、みんなを納得させて出したのです。それを政府が実行することはめつたになかったのです。翌年実行したということはあります。そんなことにはあまり努力したくない。それで、そういう気持ちで十分起きまして、だから、政府の調査会というのは、最初に申しましたように、行政内の一つの委員会であつて、私も技術者なんですよ、正直のところ、それ以上は望むべくもない。こういう形でずつとおりますから、実行できることは早くやる、できないことは十分練る、こういうことでございます。

だから、ペンディングのものを今年中に片づけると言われても、それは何とも申し上げることはできない、こういう次第であります。少なくとも期限が来ている、解決しなければならぬ問題というものはあります。また事実、期限が来ると、日本はまとまるのです。妙な国でありまして、期限が来ないとなかなかまとまらないのであります。期限で攻められていくことはある意味でまとまるということにつきましては、ありがたいうことであります。

○広沢委員 税調の運用の中に立ち入つてはなはだ恐縮なんですけれども、やはり一応当局に對しましては、われわれがいろいろ見解を述べ、議論もします。しかしながら、税調に諮問をしてあるというふうなことで、その答申待ちという考え方が非常に強いものですから、やはり税調のほうにおかれまして、目安というものを立てて、早く答申をいただきたいものもあるし、あるいはその方向づけを決定していただきたいものもあるわけでございます。一つの例として申し上げたい、いわゆる診療報酬の問題にしても、長年の問題です、まだ答申の結論が出ません、一体どうなんだ

ろうという議論を繰り返しておつてもしかたがないです、あるいはいま御指摘しました、いわゆる法人税の配当課税の問題についても、これは税制の基本を変える段階においては、いち早く結論をいただきたい。これも長い間の法人実在だ、擬制だという議論が固まつていないというお話も先ほどありましたが、やはり社会情勢から見しても、財界におきましても、あるいは税調の答申の中にありますように、社会的責任というものを企業自体が負うということがはつきりしている時代が来ているわけですし、その方向についても、これは税制の一番の基本であらうと思うのですが、それぞれの時点においての見解も必要でしょう、これからのあるべき姿の見解ももうそろそろ示すべきではないかと思うわけでございまして、その点を要望として申し上げながら、御質問を終わることにいたします。

○安倍委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 東畑参考人には、毎年どうも御苦労さまでございます。すでに同僚委員から大部分の問題は言われましたが、少し角度を変えながら、二、三の点だけ伺いをいたしたいと思ひます。

第一点は、税制調査会のみならず、すべて調査会というものは、政府から諮問された場合に、それに答申をする、いわゆる非常に受け身の、パッシブな形だと思ひます。従来、税制調査会が独自の立場において政府のほうに積極的に建議、提案をされた例があるかどうか。

それから次に、いま懸案事項の処理等についても、いろいろ御議論がございましたけれども、もし積極的に出すというふうな例があり、また今後ともやろうという場合に、東畑会長としては、まずどういふ問題を、むしろ政府に働きかけても、お考えを持っておられるか。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○東畑参考人 もちろん政府の諮問委員会でありますが、ものによりましては、諮問の内容といたしましては、総論でございまして、たとえば長期税制の

答申なんというのは、別に政府案のいうものはあつたわけではございません。われわれがつくつたということでありまして、ですから、諮問委員会という名のものは、何か具体案を出されて、どうのこうのということもございまして、そればかりではないということを御記憶願ひたいと思ひます。

今後やりたいのは、先般の答申に出したペンディングの問題が残つております。たとえば今度法人税全般の検討の特別部会も設けるわけでありまして、これは当然法人税の、それに關連の税制の検討をいたしたい。きょうだい皆さんから具体的な問題についてお聞きしました。それもやりたいとか、あるいは社会保険診療報酬問題ですか、これもやることになっておりますし、間近な問題というものは、これは約束しておる問題でありますから、やらざるを得ない。はたして十分やれるかどうかは別問題でありますけれども、おそらくは、国会が済まないとか大蔵省もちよつと余裕がでないのじやないか。そのころから見合つて、あるいはその前から税制調査会を再開いたしまして始めたい、こう思つておるのであります。

○竹本委員 第二の問題ですけれども、いまの問題に關連をいたしますが、東畑先生もおそらくそう感じておられるのではないかと思います。私も、最近の立場から申しますと、日本のいまの——ごく最近の必要抑制ということと変わりましたけれども、大体、政府がインフレ指向型である、それからわれわれを含めて政治家というものは大衆迎合的である、こういうことで、日本の経済政策というものは正しく経済の論理に従つたものではなくて、時の政治的な勢いと配慮とかいふもので筋が曲がる場合が多いというふうに私は思ひます。たとえば、インフレの問題にしましても、フランスの例を見ても、ドイツの例を見ても、ちゃんと、インフレの方向に動き始めた瞬間に五人委員会とか九人委員会とかいふものがありまして、この際増税もやれ、総需要も抑制しろ、あわせて金融も引き締めろ、こういうふうによつておる。

ところが、日本の場合は、御承知のように、ごく最近までは金融引き締めをばかの一つ覚えですつとやつてきている。こういう意味で、私は、財政あるいは税制の面からの時代の必要に對應するしかたが、いろいろ立場、事情もありましようけれども、なまぬい、こういうふうに通ひます。そういう意味で、税制調査会の權威の皆さんが集まつていられるわけでありまして、これは要望ですけれども、今後とも大いに積極的に、時代の必要に對した弾力的な税制の運用なりあるいは新しい税制のあり方を打ち出してもらふように要望いたしておきます。もちろん、これは政治家が自分でやらなければならぬ問題ですから、東畑先生のように責任を転嫁するということ意味ではありせん。しかしながら、あわせてそういう要望を申し上げておきたい。

次に、先ほどもちよつと御議論がございましたが、臨時利得税の問題ですけれども、これは一方からいへば、技術的にかつ事務的に非常にむずかしい問題を含んでおるし、へたにやれば逆効果になるというところまでいくかもしれません、少なくとも所期の目的を達するにはなかなかむずかしい。あるいは大蔵省やわれわれが考えるようなこと以上に、商社なり大企業なりのほうが悪知恵がありますから、裏をかかれるという心配もある。そういう技術的、事務的な困難性は十分私にもわかつてはおりますが、しかしながら、一方において税に關して一番いわれることは、先ほど来御議論がございましたように、公平の原則があるし、それから税というものを中心に日本の政治のあり方を考えた場合にも、やはり政治に對する信頼、裏からいへば不信感、そういう問題を払拭するという大きな課題があるわけですが、やはりこの際は、技術的な困難を乗り越えて、国民感情に沿うあるいは政治に一つの正義を貫くものを持たせる意味においても、臨時利得税というものは、超過利得税というか不当利得税というか、呼び方にもいろいろ問題がありましようけれども、とにかく臨時の応急の措置をとるべきだと思ひますが、もう一度

先生の御意見を端的にお伺いをいたしたいと思ひます。

○東畑参考人 先ほど申しましたことを繰返すようにありますが、臨時利得というものは技術上の問題であります。技術上は突破してというお話であります。それは税のよきにかまひ問題につまましてはできないかと思ひます。結論はたいがいみな一致しているのです。みなこれは各論的な問題になります。臨時利得というものの概念自身が、非常にやっかいな問題である。それを委にやれば、先ほどあなたがおっしゃったように逆効果といひますか、裏をかかれるということがびまんしたしまして、どうも困難であると思ひます。そういう点を中心になつておりましてむずかしい。

それよりも、所得がふえていくのですから、そこから法人税というものをとれ、こういうふうな筋道ではないか。あんまりそのときそのときの必要に応じて複雑な税制をつくつてくるということは、どうも私はあまり賛成いたしません。税制そのものは、非常に簡単であるが、まづべんなく網に引かかる、こういうことでありますが、臨時利得税のいろいろな御議論を聞いておると、まづべんなく引かかるからなのです。そこが一番の問題であると思ひます。かえつて不公平を増すのではないか、こういう考えも持つております。これは私のただの思ひつきかもしれないが、そういう感じを持つております。どうも臨時利得税にあんまり賛成したくありません。これはしかし、税制調査会の皆さんはどうか存じません。

○竹本委員 先生の言われるのもよくわかりますが、しかし、政治における一番大きな課題というのは、先ほど来の公平感、公平の原則を貫くとか、あるいは社会正義的な国民感情を尊重するとかいうことですから、やはりこの際は、私は臨時利得税というものは設けるべきである。ただし、これはいま御指摘のように、また私も言つてゐるように、いろいろ矛盾がありますから、長く考え

るべき問題ではなくて、暫定的な、時限的な立法でやるべきではないか。しかし全然やらぬということでは、いまの政治はそれこそ大企業にべつたりだとか、あるいは商社の前に力がないのだというやうなことで、不信感のほうにふえるわけでありますから、臨時利得税なら臨時利得税というものをつくつた場合における先生のお話の不公平がふえる面と、それからやらない場合の不公平というもののバランスの問題だと思ふのです。どちらがより大きく不公平であるかという問題から考えまして、かつてイギリスで、ポリティカルジャスティス、詩人的正義を追求するか、ポリティカルジャスティス、政治的正義を追求するかということが議論になつたことがあると思ひますが、この際は詩人的あるいは事務的な議論でなくて、レベルを高めて、政治的レベルの正義、政治的正義を貫くということのためにやはり実行すべきであるし、先生においてもそうした角度から御検討を願ふとありがたい、かように思ひます。これも要望にとめておきます。

次に、いま先生からお話がありました複雑になつては困るという問題から、一、二簡単に御質問をしたいと思ふのです。

まず第一に、税のあり方の問題で、先生の言われるように、もう少し複雑でない組織というものを考えるべきではないか。たとえば、いま税だけで考へて簡単にいひましても、今回も問題になつておりますけれども、自動車に関する税金というものは地方税まで含めると九つあります。これはもう少し交通整理をしようというところは、前回の国会で重量税が問題になつたときに問題になつたのですけれども、いまだに整理されてない。そういうわけでとにかく自動車関係の税は、性格は違ひますけれども、あれこれ入れて九つもある。これをもう少し簡素化する必要があるしなにか。法人税も、先ほど段階を多くしたらどうかという意見がありました。私も実はその意見に賛成なんですけれども、しかし、これも複雑だとかむずかしいという事務的な意味の反対論があり

ます。それにしても、すでに二つあるし、そのほかに配当の課税といったやうな考え方もあるし、受け取り配当は益金不算入だとかといったやうな制度もありまして、法人税といへども必ずしも簡明瞭にはいつていない。それらを含めて、とにかくすべての税体系というものをもう少し簡素化しなければいけないのじやないかという点が一

点。それから、税制調査会は、租税制度に関する基本的な事項を取り扱う。基本的な事項とはどこまでか私もちよつとわかりませんが、その意味において、あるいは税調の直接の問題ではないかもしませんが、一つは税法の文章、法文の表現の問題ですね。これはよほどの専門家でないと読んでわからないと思ふのです。そういう意味で、いろいろ税制改革をやられる場合、ひとつ考へてもらいたい点は、私は二つありまして、一つは、きのうのうめわれ理事会で税の担当の職員からいろいろ話を聞いたわけですが、この十年間、税務担当の第一線の職員はほとんどふえていない。六百人ばかりふえただけですね。六百人ばかりふえて五万二千人になつてゐる。ところが、課税対象といふやうなもの、あるいは収入なんといふものは二倍、三倍、税収のときは四倍半くらいになつてゐる。したがつて、いろいろ税制を考へる場合に、一つはそういう法律をつくつてみても、はたしていまの国税庁の職員、国税庁の事務消化能力で消化できるかどうかといふことをどの程度考へておられるか、せつかくきびしいやうな税金を考へましても、業界に裏をかかれるだけの税制になつてはどうにもなりません。人は変わらな

い、それから税率もそう変わるものでもない。ただ法律だけたくさんできる、こういうことになると、事務的消化能力を越えておるのではないか、あるいは越えるではないか、そういう一つの消化能力の面をもう少し考へるべきではないかという点の一つ。もう一つは、国民大衆が税に一通りの理解を持つてゐるやうな形にならなければいかぬ、そういう意

味から申しますと、税の筋道がもう少し簡素化されることと、それから税法の文章がもう少し庶民が読んでわかるやうな文章にならなければ何を書いているのかよくわからぬということではどうにもならぬと思ひますが、その点について伺ひたい。

○東畑参考人 いろいろな御要望のことよくわかりましたから考へてみますが、税法の文章ですか、これは私が読んでみてもわからぬことが多くございまして、というのは、私はもうおそろしく竹本さん御賛成だと思ひますが、やはり法三章式のようなものが一番いいと思ふのですけれども、世の中は複雑なものですから、うまくカバーするために、どうしてもむずかしくなつてくる。それと悪いやつ——悪いやつといふことは悪いですが、たくさんおるのですから、それを押さえるということのために、ああいうことになつたのです。善良な国民なら読まなくてもいい点が多いのです。みな悪いやつを押さえるという文章になるとあつてくるのですか。その点がすいぶんあると思ひますが、税制調査会といたしまして、前々回でございまして、一昨年でしたか、一昨々年だと思ひますが、だいぶ時間をかけまして税法の簡素化という問題をやりました。これは相当の効果があつたと思つております。

それからもう一つ、税務職員の問題であります。これは私も非常に税務職員には同情いたしております。とにかく人員はほとんどふえておりませんし、それから課税対象が非常にふえておるのです。額がふえるのはかまわないのですけれども、会社の数がふえないというなら簡単なんです。ありますが、給与所得税の対象になる人間も非常に勢いでふえてゐる。これはまだしも、法人が非常にふえておるのであります。これをやるのは、私は税務当局としては非常な苦勞ではないか、こう思つております。しかし、長い間の経験でタイプというものはだんだん税務行政をやる上において出てくるものでありますから、その意味の能率といふものはふえてくる、しかし一般的にいひまして、税務官吏はオーバークをやらされておる

ということ、これは確かでありませう。

○竹本委員 法文が複雑化したりしてきた経過はわかりませうし、悪いやつが多いこともよく承知いたしておりますが、しかし、悪いやつは具体的にこまかく書けば書くほど裏をかくというところがやりやすくなるわけですね。そういう意味で、やはりこれはもうこの辺でこれ以上法律はふやさないというぐらゐの決断が必要ではないか。

それから、なおこれは、あるいは主税局長あたりに言わなければならぬことかもしれないが、ちやうど教育の場合に、先生御存じのように、指導要領というのがありますね、テキストがあつて、あとで指導要領というのがまた別に書いてある。あれと同じように、いまの法律を大部分、いわゆる第三章にはならぬでしようけれども、そういう簡単なものにする。それからいまの税法で書いてあるようなものは、備考に入れるか、注に入れるか、あるいはその指導要領といったものに入れればいいので、とにかく税に親しみが全然持てないというような、あるいは税法に親しみが持てないような方々は間違っている。したがって、私はちやうど中間をとりまして、きわめて簡単に税法を書いておく、しかしながら、こまかい、悪いやつに裏をかかれないようにする用意としては指導要領のほうで、まあ各省の通達、大蔵省の通達等で微に入り細をうがって書けばよろしい。しかし、庶民の悪いことをしない人間は、何もそんなこまかいことには関係ないのですから、一般庶民が聞いて読んでもわからないというような税法はひとつ変えたらどうか、こういうことでございませうから、御検討願へばありがたい。

最後に、もう一つだけでございますが、税の教育あるいは税の宣伝といひますか、PRといひますか、そういうものについてでございますけれども、今日、学校教育等において正しい納税意識というものをどの程度に教えているのか。これはまた別の機会に論議すべき問題だと思いますが、もう少しその点で力を入れるべきではないか。それからもう一つは、たとえば納税意識の問題

だけでなく、納税の方法等につきましても、御承知のように、三月十五日所得申告をやりませう。あれもずいぶん懇切丁寧に指導してあるのだけれども、自分でやる人というのは幾らもないと思うのです。だから、私は少なくとも高等学校の生徒くらいには、将来独立して一社会人になった場合に税を納めなければならぬし、税はこういうふうに使われているという基礎知識のほかに、こういうふうにしてやればいいのかという一つの最小限度のコツという方法といふものは、会得せしめるくらいなやり方をしたらどうかというの

一つ、それからもう一つは、正しい納税意識の確立の問題に関連してですけれども、たとえば専売局、同じ大蔵省ですけれども、たばこの宣伝といふのをずいぶんやります。ところが、たばこの専売益金の収入の何倍にもなる税といふものについて、どれだけの努力をしておるかといふことを考えると、まだまだパンフレットが一部、二部出ていただけじゃ足りない。もう少し正しい納税意識の確立、それから正しい納税のしかたの教へ方、あるいは納税、租税に関する教育といふようなものを努力すべきじゃないかと思ひます。これは税調の直接の問題とは思ひませうけれども、先生の感じを承つて終わりにしたいと思います。

○東畑参考人 竹本さんのおっしゃること、何も反論することはございませう。おっしゃること、何なんでありませう。国民の税の意識といふものは、昔に比べて非常に強くなりました。また、知識も非常に私は強くなつておるかと思ひます。これははなはださういふにいいやなことなんです。が、脱税といふものが新聞に出るといふことは、税の意識を逆に非常に強めるといふことなんです。こんなことで税の意識を強めたくないのですけれども、あれが非常なことになつております。また、また税についての関心といふものは非常に強くなつておるのじゃないかと思ひます。それから、一般的に多少昔と違つて、所得税を例にとれば、以前は所得税を納めるといふ人はほとんど少なかったものであります。今度はもうほとんどすべての人が納めておるといふことであります。税に対する関心といひますか、知識も非常にふえておる。ですから、政府として、専売局のように宣伝するかどうかは別として、いろいろ政府もやっておりますし、最もいいのは、何かいろいろな会社だとか、商社だとか、証券会社、あれが配つてくるのです。税はこうなりますといふのを、あれを見ておると、なかなか教へを受けるという点にもなりまして、政府がやらなくても民間でやつてござる。こういう点もずいぶんありまして、一般的な意味では、私はそういう知識といふのです。それは必要がある。大体いまの憲法には義務といふ觀念が少くないのです。だから、納税の義務とか何とかといふようなことは国民の一般的な常識になつてほしいというのが私の考えであります。そのためのいろいろな手段はやはり尽くすべきじゃないか、こう思つております。

○竹本委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○安倍委員長 これにて午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

東畑参考人には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時休憩

午後一時三十分再開

○安倍委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

午後、御出席いただきました参考人は、立教大学教授、国民税制調査会事務局長和田八東君、全日本自治団体労働組合中央執行委員金井浩正君、税制評論家谷山治雄君の各位であります。

参考人各位には、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

きまして、まことにありがとうございます。税制各案について、忌憚らない御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

なお、御意見は十分程度にお取りまといいただき、そのあと委員からの質疑にお答え願ふことといたしたいと存じます。何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

それでは、まず最初に、和田参考人より御願ひ申し上げます。

○和田参考人 和田でございます。ただいま御紹介いただきましたように、国民税制調査会と申します学者、研究者を中心として国民的立場から税制問題について考えようといふことで昨年つくりましたものの事務局長をやつておる者でございます。

本日は、四十九年度税制改正につきましてのご概略的な点につきまして意見を申し上げます。あとも三三ほど私の考えを申し上げたいと思ひます。

まず第一に、四十九年度予算につきましては、すでに御案内のように、総需要抑制政策によるところのインフレ抑制といふことを中心課題として編成されたものであります。なおかつ、この激しい物価上昇下の国民生活に対する被害をいかに救済し、社会的公正を実現していくかといふところにねらいがあつたのだらうと思ひます。したがって、税制改正もそういう観点で行なわなければならぬといふことは言うまでもないところでありまして、総需要を抑制すると同時に、低所得者におけるインフレによる税負担の上昇といふものを救済し、かつまた、社会的公正をそのもとで実現していくこととを兼ねなければならぬわけでありませう。そういう観点でこの税制改正案を見ますと、どういふことになるのかといふことを以下申し上げたいと思ひます。

まず最初に、所得税制でございますけれども、所得税の納税者は大部分が一般勤労大衆でありまして、しかも、年所得二百万円以下程度の低所得者層に集中しているわけでありませう。そういうと

つまり、それはまず第一に、課税最低限を引き上げる、すなわち所得控除を引き上げるといふような方式をとっていることから、減税の内容がきわめて不公平になっているといふことでありまゝです。たとえば、四十八年度税額に対する軽減額の割合を見ますと、二百万円の入収入層では五・六・八%の軽減割合になるわけであり、かつ、それが一千万円の入収入層では三五・五%といふふうになっておりますが、逆に、入収入額に対する軽減

それから第二点として、法人税の問題に入りましょうけれども、法人税につきましては、今日のこのまゝという経済状況のもとで、法人間あるいは個人と法人との間の不公平を是正するということがまず第一

高い資本金の会社のほうがむしろ税負担率が低いのは、きわめて格差があるわけでありまして

められるということが、特にインフレ下における社会的公正を是正するという目的からは、緊急

な課題であらうかと思ひます。なお、個人の所得層に対しては、財産税あるいは富裕税の採用ということも考えなければならぬのではないかと考えるわけであります。

それから、企業に対する特別措置といったものは、引き当て金、準備金、あるいは特別償却など、数多くあるわけでありまして、これらが企業税務会計上の処理を通じて、いわゆる利潤の費用化というふうな実態を生み出しているわけでありまして、利潤がこのような準備金あるいは特別償却という形で費用となつて隠れてしまつていふ事実は、社会的に見て大いに問題のあるところであらうといふふうに考えるわけであります。こうした点につきましても、再検討の上、早急な廃止が必要になつてきているのではないかと。こうしたことがインフレーションの現在の経済状況における企業の土地投機あるいは株式投機等に対する批判に対して税制面からこたえる手段ではなからうかといふふうに考えるわけであります。

以上、簡単にありますけれども、国民税制調査会の提案などを中心として、四十九年度の税制改正につきましても私見を申し述べた次第でございます。

○安倍委員長 次に、金井参考人にお願ひいたします。

○金井参考人 自治労の金井であります。私は現在労働組合の役員をしておりますけれども、本日はそのような立場よりも、サラリーマンの一人として、源泉所得税制度による納税者という立場で、税制の平等性、名目所得上昇に伴う税負担の拡大、来年度税制改正上の問題点、政府税制調査会のあり方など、四点にわたつて意見を申し上げます。

まず第一に、現行税制度の、とりわけ所得税法の持つ不公平性について申し上げたいと思ひます。

私は地方自治体の一職員といたしまして、かつて昭和三十八年から四十一年まで、地方税の課税事務に携わつていた経験を持つてゐるわけであり

ます。もちろんその間に、私は数多くの住民の皆さんから、地方税の申告相談を受け付けたことがあるわけでありまして、その中で私は、一つのことに気がつたわけでありまして。そのことは、納税申告相談の中で、ある事業主の方とその事業主に雇われてゐる従業員の方の申告相談を連続して受け付けたわけでありまして、そのときに、事業主の方の収入額は従業員の収入額の約数倍あつたわけでありまして、事業主は青色申告をしてゐるために、所得税額はゼロでありました。ところが、その従業員の所得税は、源泉所得税によつて約二万円ほど納付されたわけです。

本来、社会通念的に申し上げますと、事業主が自分が雇つてゐる従業員よりも所得が少ない、収入が少なくないといふことはほとんど考えられないわけでありまして、しかし現実には、この税制上ではこういう問題が発生してゐるわけでありまして、私はその辺に大きな疑問を感じたのであります。もちろん、いなか町でのことでありますから、私はこの両者の生活実態の一定の状況について承知をした上での話でございます。

もちろん、このような抽象的な一つの事例をして、直ちに税制の平等性について論ずることははなはだ軽率かと考えますけれども、しかし、このような傾向は、国民、とりわけサラリーマンの多数に税制に対する疑惑の目を向けさせる事実となつてゐるのではないかとこのように考えるわけでありまして。

特に、近年の所得税納税人口の推移などを見ますと、給与所得者の納税者割合は、昭和四十四年以來急激に増加をいたしております。たとえば、昭和四十三年給与所得者三千四百四十八万人、そのうちの納税者数は千八百九十一万人でありまして、納税者割合は五〇・一％であり、それが五年後の昭和四十八年度には、納税者数が約一千万人増大いたしました。納税者割合は七九・六％、この数字は推定でありますから、最近のインフレーションなどを勘案すれば、さらにこれを上回るものと考えられるわけでありまして、実にこの

五年間で一九・五％という比率が増大しているわけでありまして、その結果、サラリーマン十人中八人までが所得税の納税者となつてしまつてゐるわけでありまして。これに対して、農業所得者、またはそれ以外の事業所得者のそれらの率はきわめて低いものでありまして、これらにつきましても、やはりサラリーマンが疑惑の目を向けるところではないか、このように考えるところでありまして。

また、これらのことは、今回の税制調査会の答申書の中の所得税減税の基本的な考え方の中で、給与所得者の納税者割合がアメリカと並んで、世界先進諸國中の最高のものであることも明記されているわけでありまして。

次に、制度上の問題点について具体的に申し上げます。まず、私たちサラリーマンの場合は、申告する権利といふものが認められておりません。また、もちろん必要経費も認められておりません。さらに滞納する権利も認められていないわけでありまして。このような制度は、わが国の税制度を給与所得者に対して一そう理解しがたくしているばかりか、租税負担感を喪失させ、そして納付した税がどのように使われているか、そのような関心を希薄にするものではないかといふふうに考えるわけでありまして、さらにこれは、政治に対する無関心に連結していくものではないかといふふうに私は考えるところであります。

次に、サラリーマンの場合は、家計上の必要または業務上の必要から、ときたま時間外勤務を行なうことがあるわけでありまして。御存じのとおり、時間外勤務あるいは深夜勤務等を行ないました場合は、労働基準法によつて割り増し賃金が保障をされてゐるわけでありまして。しかし、税法上は、これらに対して何らの保護も加えられていないわけでありまして、かなりきつい疲労あるいは余分な経費等を投入いたしましたも、これらに対しての保護は一切加えられない。こういうことでありますから、まさに働けば働くほどばかを見るというふうな結果につながるのではないかと、こういう

ふうに考えます。

それから、いま一つの問題としてしまして、極端な例を一つ申し上げたいと思つてあります。それは通勤手当の問題であります。最近、住宅事情あるいは交通事情などで、サラリーマンの通勤圏域といふものがきわめて拡大されてゐることは御存じのとおりであります。また諸物価高騰などと相まって、運賃の値上げが非常に目立つてゐるわけでありまして。そういう意味では、サラリーマンの通勤費といふものは最近きわめて高額なものとなつております。しかし、雇用関係その他から、人手不足などでこれら通勤費に要する費用は、ほとんど全額が雇用主負担といふふうになつてゐるが、実態ではなからうかと考えるわけでありまして。ところが、このような通勤費を支給されても、これは本来非課税所得の範囲に当然算入されるべきであるわけでありまして、制度的には七千円で打ち切りといふことになりまして、七千円をこえる部分については、すべて課税所得となつてしまふわけでありまして。これは税制度上のきわめて不均衡な問題だと私は考えるところであります。

それから次に、平等性を最も端的にあらわした一つの計算例がございます。昨年五月の週刊現代という週刊誌で、一つのモデルとして計算されたものであります。一家四人の標準世帯で年収二百五十万円といたしまして、サラリーマン、弁護士、医師の三者を比較いたしております。それによりますと、サラリーマンの場合は所得税が十二万四千四百円となりまして、住民税が九万五千五百十円となりまして、合計その二つの税負担額は二十一万九千五百五十円となるわけでありまして。ところが、これに対して弁護士の場合は、所得税が七万八千二百円、住民税が五万二千八百四十円、合計十三万二千八百四十円といふことになり、そしてさらに医師の場合には、所得税はゼロであります。わずかに住民税が八千二百四十円といふことになりまして、合計税負担額は八千二百四十円といふことになるわけでありまして。一体、このような現実を私たち

はどう理解したらよろしいでしょうか。そしてこれらはもちろん税だけではないに、税以外の税外負担として関連してくることは、いま申し上げるまでもないと思はれるのであります。西ドイツあるいはフランスなどにおきましては、必要経費の概算控除と実額控除との選択制をとっているようでありまして。わが国でもこの選択制度の道などを早期に開くべきだと私は考えるところであります。

次に、第二の問題であります。狂乱状態とまでいわれております悪性インフレは、必然的にサラリーマンの名目所得を押し上げ、そのことによる税負担が一そう拡大しておりますことについて申し上げます。

インフレ問題については、いまさら私が申し上げるまでもないわけでありまして、このような状態の中で、ことしの春闘でも勤労者が大幅な賃上げをせざるを得ない状態に至っております。しかし、そのような状態の中で、政府は来年度の税制改正の中で、労働者の賃上げの見通しを一八%というふうに見ておられます。このようなことを基礎として計算されることが妥当でないか、これには私も一定の疑問を持つところであります。けれども、たとえば昨年の公務員の場合を申し上げますと、人事院勧告によって一五・三%の賃金改善が行なわれております。そしてさらにこれに定期昇給を加えますと、この一八%を上回ることは事実であります。これは昨年の賃上げであります。ことしはそれをさらに上回ることは当然だというふうには私には考えているところでありまして、このようにして、インフレと相まって給与所得者の名目所得は必然的に急上昇をいたしております。

最近政府は、毎年税制改正を行なうてまいりました。しかし、その改正額はきわめて少額でありまして、たとえば基礎控除や配偶者控除、扶養控除など人的控除は、わずかに一円ないし二円の上積みすぎませんでした。先ほども申し上げましたように、給与所得者の納税人口が著しく拡大した背景に、このようなことがあったのではないかと私は考えるのであります。

所得の階級別人員について、特に昭和四十七年度のものについて見たいと思ひます。昭和四十七年度の給与所得者の中での納税者人口は、二千三百四万人であります。このうち所得額が百万円から二百万円までの者が一千三十二万人でありまして、率で申し上げますと四四・八%を占めるといふことになりまして、ここに一般的なサラリーマンの納税者が集中しているといふふうに見えるわけでありまして。そしてさらに七十万円から百万円という階層が五百三十四万人でございまして、二・三・二%になるわけでありまして。これら合計で千五百六十万人、六八%が七十万円から二百万円という階層に集中しているわけでありまして。このような結果は、サラリーマンにとって過去の減税措置はきわめて不適正なものであったといわざるを得ません。より一そう重税感を増すことになったことはいふまでもない事実ではないか、このように私は考えるところであります。

第三に、昭和四十九年度税制改正案の問題点について申し上げます。今回の税制改正案におきまして、政府は、給与所得者に焦点を合わせサラリーマン減税を推進すると主張されております。しかし、その内容の幾つかに私は疑問を持つものであります。

その第一は、減税規模一兆四千八百十億四千万円、千四百二十億円を振り向けた給与所得控除の改正で、上限をなくしいわゆる青天井にしたことは、たいへん問題があると思ひます。給与所得控除の拡大は、高額所得者がきわめて有利になることは申し上げるまでもありません。先ほども申し上げましたが、サラリーマンの大半は百万円から二百万円の間層に集中しているものであります。もしこのような政府の案によって計算をいたしますと、二百万円の場合には、昭和四十八年中の給与所得控除額は四十九万四千円でありましたが、四十九年には六十五万四千円となりまして、増加額は十五万六千円ということになるわけでありまして。これに

対して一千万円の部分について計算をいたしますと、昭和四十八年には七十六万四千円でありましたが、四十九年には百六十六万四千円になりまして、実に九十万円の増加ということになるわけでありまして。次に、税率緩和の問題について申し上げます。昭和四十四年、四十六年と連続して緩和をされております。たとえば、これらの時点でそれぞれにポイントをつくってみますと、課税標準額四百萬円のところで見ますと、昭和四十一年には課税標準額四百萬円に対して四五%という数値になっております。ところが、四十四年の税率緩和で四二%、四十五年には三八%、四十六年には三三%、そして今回は二二%という率になるわけでありまして、実にこの五年間で半分の率になるという結果だろつと私は考えるわけでありまして。この税率緩和に振り向けられました減税額二千二十億円は、実に年収五百萬円以上の高額所得者に集中するであらうと私は考えるところであります。

次にいふゆる人的控除の問題について申し上げます。○安倍委員長 簡潔にお願いいたします。

○金井参考人 はい。扶養控除の大幅引き上げは、私は一定の評価を申し上げたいと思ひます。しかし、基礎控除及び配偶者控除が二十三万二千五百円、扶養控除が二十二万四千円とされた算出根拠が全く不明であります。もしこの金額で私たち勤労者に一年間生活をしろというならば、物価高のおりでもあり、憲法第二十五条にいうところの健康に生活して文化的な最低限度の生活は保障し得ないのではないかと思ひます。もしほんとうに低所得者を中心とした減税を考へるならば、これらの人的控除こそもっと大胆にかつ大幅に引き上げるべきだと私は考へます。

最後に、第四点になりますが、税制調査会のあり方について申し上げます。私は、昨年十月十九日正午ごろ、税制調査会長代理及び高木主税局長と大蔵省内でお会いすることがありました。その際、私たちは、勤労者に対して大幅な減税をしていただきたいということを要望申し上げたところであります。ところが、高木主税局長のお答えでは、大幅減税はインフレを助長することになるのだからと困難であると言われております。しかし、その同じ十月十九日の午後には、田中首相は、関係閣僚及び自民党幹部を集めて、昭和四十九年度税制改正の基本構想を示していただいております。この基本構想は、今回の税制調査会の答申書とは一致するものであります。このような税制調査会の姿勢を見たとき、私は国民各階層の代表であるならば、もっと主体性を発揮すべきであると感じ入ったところであります。

以上、私の意見陳述を終わります。たいへん失礼いたしました。

○安倍委員長 次に、谷山参考人をお願いいたします。

○谷山参考人 谷山でございます。私は税制経営研究所というささやかな事務所の責任者で、かつ二つの大学の講師を兼ねておりますが、きょうは評論家ということで比較的フリーに私の意見を述べさせていただきます。いま最初に和田さんのほうから、国民税制調査会の構想を基本にして御意見がございました。私も大体基本的には大筋としましては賛成でございますが、時間の関係上、若干補足的な、あるいは追加的な意見を述べさせていただきます。

まず第一に、税負担の全体の問題についてちよつと申し上げたいのでありますけれども、政府の資料を見ますと、いつも年度が過ぎまして実績が明らかになりますと、国民所得に対する税負担率の割合が必ず上がっているわけでございます。時間の関係上こまかい数字は省略いたしますけれども、四十七年度は、予算のおりに発表されました税負担率と実績とでは一・二ポイントの差がございまして、四十八年度の数字を見ますと、当初予算の見込みと補正後予算、つまり実績見込みでは、やはり同じく一・二ポイントの差がござい

ます。この評価につきましてはともかくとしまして、とにかく日本経済が一応発展といえますが、振興し、税制が実行されていく過程で、負担率が必ず上がっているというのがこの二、三年間の状況なんです。その点から考えますと、税負担全体の問題につきましては、少なくとも現在の減税のワケをもう少し追加すべきではないだろうか。少なくとも国税について七千億なりあるいは九千億なり、その程度のものを追加すべきではないかというふうに考えるわけでございます。これはもちろん過去の実績に立った一つの推測でございますから、四十九年度の経済の見通しその他について問題はございまいしうけれども、一応そういうことをまず第一に申し上げてみたいと存じます。

第二に、減税の問題でございますが、私は、何でもかんでも減税すればいいというものではなくて、現在の経済情勢を考えますと、もちろん減税すべきものにはもっと減税するし、減税すべからざるものについては減税をしないか、むしろ逆に増税すべきであるというふうに考えているわけでございます。

そこで、今度の所得税のいわゆる減税と申しますか、税制改正の中身を見ますと、もう言うまでもございせんが、一つは一般的人的控除の引き上げ、第二が給与所得控除の拡充、第三が税率の緩和ということになっているわけでございます。

これについてまず第一に申し上げることは、減税が非常に低所得者にとってはまだまだ少ない。たとえて申しますと、給与所得者について、四十九年で七十五万四千円という課税最低限になるということでございますが、これは一時金が四万月として考えますと、月収が四万四千円でございます。人事院によりまして、四万四千円という初任給は昨年の中卒ないし高卒の給料なんでございまして、ともとも四十九年の初任給の水準には満たないということになるわけなんです。まず第一に課税最低限はまだ低い、こういう問題が一つござい

それから次に、給与所得控除の拡充につきましては、いまお二人の方から青天井を取つた問題について御意見がございましたので、省略させていただきますけれども、給与所得控除のいわゆる青天井の撤廃と税率の引き下げとが相まちまして、いわば高所得者に対する大幅な減税になっているわけでございます。一体、こういう時期になぜこんな減税をしなければならぬのか、たいへん疑問といえますが、不審に思うわけでございます。時間の関係上数字はあれですけれども、政府の資料には一千万の収入までしか出ておりませんが、それ以上の収入になりますと、さらに大幅な減税になるわけでございます。簡単に申し上げますと、約百五十万の減税になります。これは初年度分でございますが、二千万ありますと、百九十七万の減税になるといふたいへんな減税なんです。私は、一体どうしてこういうことをやるのか、全く不可解というふうに考えるわけでございます。そういうわけで、今度の所得税の減税というのは、いろいろ努力のあとには私もうかがえると思ひますけれども、まだまだ課税最低限の引き上げが少くない。給与所得控除の拡充につきましても、いわゆる青天井の撤廃によって高所得者層に不当に有利になっている。こういうふうに考えられるわけでございます。

そこで、私は、さらに一歩進めて考えてみますと、この所得税減税の一つの欠点と申しますのは、あえて欠点と申しますが、一般的人的控除の引き上げがたいへん少ないという問題がございまして。統計を見ますと、いつからともよろしいのでございまして、課税対象になる所得に占める一般的人的控除の割合が、非常に急速に低下をしております。四十九年度の税制改正を見ますと、給与所得控除の拡充によって給与所得者についてだけはやつと昭和四十五年の水準になる。そういふうぐいいで、たいへんな控除の比重が低下をしておるわけで、私は人的控除の拡大は非常に重要であるというふうに考えます。

次に、給与所得控除の問題につきましては、低所得者のサラリーマン、給与所得者を減税するために定額控除を五十万にするとか、いろいろなことは私も認めるわけでございますけれども、税の理論から考えてみますと、これは一つのフィクションではないか、つまり虚構ではないかというふうにも考えられるわけなんです。その点税制理論としてどのように考えるべきか、私は問題が非常に多いのではないかとこのように考えるわけでございます。給与所得控除の拡充が一つの虚構といひますかフィクションになつておるといふ問題は、単に給与所得者その他の所得者とのアンバランスの関係だけではなくて、実は事業所得者の中におきましても、青色申告者と白色申告者の間で非常に極端なアンバランスをつくり出すわけでございます。この問題については、ぜひ強調しておきたいというふうに存じます。

次に、法人税の問題でございますけれども、法人税につきましては、先ほど和田さんが言われましたことに基本的に私も賛成でございます。今度のいわゆる資本金一億円の法人に対する税率の引き上げはまだまだいばなまぬるいということでございます。少なくとも昭和二十七年には四二%という税率であつたのでございまして、当時まだ資本蓄積の水準が低かつた時代にこういう税率をやつたわけでございますから、私は、四〇%の税率はさらに引き上げ、また累進税率にすべきであるというふうに考えております。

この法人税の問題にからみまして、実はこれは租税特別措置の問題とも関連をするわけでございますが、法人所得の課税標準のつかまへ方というものが非常に問題になつてくるわけでございます。御承知のように、租税特別措置の中心をなしますものは、特別償却であるとか、準備金であるとか、引き当て金、引き当て金の中には法人税法の本法に含まれていないものもございまして、けれども、全体を含めまして法人の課税所得が非常に過小に、少な目に計算されるようにできているわけ、これが法人の実効税負担を非常に少なくして

いる。私はこれが大きな問題であるというふうに考えるわけでございます。したがひまして、法人税の問題につきましては、四〇%をさらに引き上げて累進課税にすると同時に、租税特別措置の問題も含めまして、課税標準のいわゆる洗い直しについて徹底的に考える必要があるのではないかと。もちろん法人税は、法人の所得にかゝるわけでございますけれども、一応もの考え方といたしましては、法人の粗利潤というものを一度お考えになつてみたかどうか。そうして考えますと、減価償却であるとか、準備金、引き当て金であるとか、そういうものの控除が非常に多いことがわかるわけでございます。この機会に、法人の課税標準の適正化といひますか厳正化といひますか、そういう問題についてぜひ御検討していただく必要があるのではないかとこのように考えます。

なお、法人税の問題に関連いたしましては、先ほど和田さんが言われましたけれども、現在異常な物価高とインフレーション、いわば売り惜しみとか買い占めとかいふような問題がございまして、この機会に、そういった大法人に対しまして超過利得税と申しますか、そういう一つの臨時的な措置でももちろんけつこうであると思ひますけれども、緊急的な課税をすべきではないか、そういうふうに考えているわけでありまして。

時間の関係上、私の意見は簡単にさせていただきましたけれども、超過所得税の考え方につきましては、超過所得は何であるかという定義に関係いたしますと非常にどう沼のようになりますので、税制というものは非常に厳密さが必要でございまして、同時に一定の仮定とか前提といふものを設けてやるということも必要なのでございまして、この機会に、超過所得税の問題についてはあまり定義の論争にこだわらずに、実態の利潤の大きさ、利潤の伸びというものに着目してやるべきではないかというふうに考えているわけでございます。時間が参りましたが、最後に、租税特別措置の

問題についてもう少しふえんをさせていたいただきま
すけれども、私は、準備金、引き当て金、特別償
却等によります租税特別措置は、原則として廃止
すべきであるというふうに考えております。これ
はもう定説になっておりますけれども、隠れた国
庫補助金であり、隠れた無償の国庫からの貸し付
け金である。これがいわゆる負担の不公平を助長
する、あるいは国会の審議権にもいろいろ関係す
る。これは定説でございますから省略いたします
けれども、とにかくこれは原則として廃止すべき
である。もしかりに百歩譲って廃止できないなら
ば、この準備金、引き当て金、特別償却によつて
減税される分を、少なくとも企業の任意によつて
使わせるのではなくて、国全体と申しますか、社
会全体の立場から使うように考慮すべきではない
か。つまり、時間の関係上簡単に申しますけれど
も、租税特別措置の一つの大きな問題は、減税が
結局私企業の社内留保の増大に役立つということ
であつて、これが一体、国全体の政策なり社会全
体の政策なりに役立つかどうかは、極端に言いま
すと、全く関係ないという問題が大きな問題でござ
います。私は、もし租税特別措置が廃止できな
いならば、改善の策として、減税分を国全体ある
いは社会全体のために使うような、そういう措置
が必要ではないかというふうに考えるわけでござ
います。

またたくさん申し上げたいことがございますけ
れども、時間も参りましたので、あとは質疑に応
じて私の意見を開陳させていただきたいと存じま
す。どうも失礼いたしました。

○安倍委員長 これより参考人に対する質疑に入
ります。山田壯目君。

○山田壯目委員 どうも三先生、たいへん御苦勞
さまでした。

和田先生のお話を伺いまして、従来ともそうで
あったのですけれども、所得税の税体系というの
が、特に今回の青天井などの措置をすることによ

りまして、改正案というのには非常に逆進性が強
まってきておる、こういう気が私たちはいたして
おるわけです。

〔委員長退席、松本（十）委員長代理着席〕

税というのは本来公平でなくちゃなりませんもの
が、ますます不公平になり、不平等を強めてい
る、こういうことを実感として私たちは審議の過
程で述べているわけです。

それから、いま一点は、税の再分配の機能から
見ましても大きな問題があるのじゃないか。一体、
こうした事態というものを改めるためには、どう
いう税体系をとれば最良というものに近づいてい
けるだろうか。私たちここで審議をしております
中で、いつも念頭を去らないのはその点でござい
ますけれども、これについてひとつ御意見を聞か
せていただけたらと思ひますが、よろしくお願ひ
します。

○和田参考人 私も同様の印象を持っているわけ
であります。どのように現実の逆進的になつてお
り、どのように再分配をそこなっているのかとい
うふうなことににつきまして、十分な調査あるいは
その資料というものが公表されなければならぬ
というふうな、特に私も民間で研究をしている
者には痛感されるわけであります。

さきに東京都の新財源構想研究会でこうした問
題の一端が具体的な資料として出されましたわ
けですけれども、その資料で拝見しましても、そ
こではたしか六百万円以上の所得層の実際の税負
担率というものを調査して発表しているわけであ
るけれども、そこでは明らかに逆進的な負担率とい
うものが出てきているわけでありまして、こうした
ことを国家的なレベルでやはり明らかにされたい
というふうな考えるわけでありまして。

現在の御質問の問題でいいますと、先ほども言
いましたように、特に所得税における総合課税の
原則というものが、非常に不徹底であるというの
が一つの大きな原因ではなからうかというふう
に考えるわけでございます。所得税が累進的な性格
を発揮して所得の再分配を行ない得る非常にすぐ

れた税であるということは、一般論としていわれ
るわけでありまして、その際、やはり一番
その所得税の長所として中心にならなければなら
ないのは、各所得に総合的に課税するということ
であります。その点でいいますと、現在の利子所
得、配当所得、それからキャピタルゲイン、株式
の譲渡所得ですね、それから土地の譲渡所得とい
うふうなものが、租税特別措置法あるいはその他
基本税法において分離あるいは非課税ということ
になっている、そういうことが最も大きな原因に
なっているというふうな考えをわけでありますし
て、その点を是正するといひますか廃止するとい
うことが、所得税の再分配効果を高める最も大
きな課題ではなからうかというふうな考えておりま
す。

○山田（壯）委員 こうした非常に問題点を含んで
おるいまの税体系でございますが、特に、狂乱物
価と大蔵大臣も言われるのですけれども、異常な
インフレになつておるわけでございまして、ま
すその格差というものは拡大をされていく、し
て、不平等は拡大をしていく。今回大蔵大臣の安定へ
という強い決意がいろいろ述べられて、総需
要抑制という立場もとられてきておるわけであ
るけれども、私たちやはり税制問題とインフレの進
行状態というものと無関係で考えられないわけ
です。

ですから、当面第一の緊急課題は、インフレを
抑制するということに中心が置かれて進めておる
ことについて別に異論はございませぬけれども、
実際の税を払つておる国民の側から見たら、毎年
毎年減税措置がなされるけれども、完全にこれは
イタチごっこであつて、何の効用もない。だから、
インフレにたえ得る税制度というものが考えられ
ないだろうか。国民のために、さつきお話のござ
いました戻し税とか、何らかの諸措置を講じて救
済をするというところは、いつもあとから追つか
ける手段でございまして、その間の納税者のデメ
リットというものは大きなものがあるわけであ
る。だから、税制面から見てインフレにたえ得る税制

というものが考えられないだろうか、こういう気
持ちは私は審議を通しながらいつも気持ちの中に
抱くわけでございますけれども、御専門でいらつしやる先
生方の御意見を、ぜひともお考えならば聞かして
いただきたいし、そして御遠慮なさらぬで、何で
もいから思ひ切つて話していただきたいと思
ひます。谷山さんのほうからも、あとまた何か御
見解がございましたら一緒にひとつお聞かせをい
ただきたいと思ひます。

○和田参考人 実はいまの点でございまして、
も、インフレ下で名目所得が上昇いたしますと、
所得税におきましては相当程度の負担の増大があ
るわけでありまして、名目所得がインフレを追い
かけて上がつても、かえつて税負担のほうが大き
くなるということがあつてあります。この点
は、たとえば四十八年の年末調整等におきまして、
あるいは年末のボーナスといひますか、年末手当
などにおける税負担が非常に高くなつたというこ
とで、各サラリーマンの間に実感としてあるの
ではないかというふうな考えるわけです。したが
いまして、国民税調では、昨年の九月に緊急的な問
題といたしまして、四十八年中の自然増収につ
いては四十八年中に国民に返すべきであるとい
うことを申し上げたわけでありまして。

従来の減税といひますのは、ごく部分的な調整
でしかないというふうには私は判断しているわけ
でありますけれども、その場合でも、年度当初の見
込みの自然増収に対する減税率が幾らというふう
な計算が発表されているわけでありまして。たと
えば、所得税の自然増収が四十八年につきまして
一兆一千五百九十六億四千万円といひますのは、当初
見込みでありまして、これに対して三千九百九
十億円の所得税減税を行なつたということになつ
ているわけでありまして。この割合が二七・五%とい
うことであります。ところが、御承知のように、
四十八年といひますのは異常な物価上昇が続いた
わけでありまして、この間に名目所得の上昇があ
る。したがひまして、所得税の自然増収もかなり
の程度出てくるわけでありまして。自然増収全体で

いいですと一兆円をこえているわけでありまして、所得税の自然増収につきましても、当初見込みの五割ないし六割くらいの増大がすでに見込まれるのではないかと思いますけれども、ともかくそうした場合には、自然増収が年度中に発生してくるというのはそのような物価上昇過程で出てきたものであり、国民からの取り過ぎ分であるというふうにいわざるを得ないわけでありまして、その分は年内にといいますか、少なくとも年度中には国民の手に戻すということが行なわれなければ、こうした非常に短期間に物価、所得の上昇がある場合には追いつかないわけでありまして、四十九年度の減税もたいへんけつこうですけれども、その前にまず四十八年度の取り過ぎ分を返すべきであるというふうには私も考えるわけでありまして、社会保障関係などでもそうですけれども、こういう場合には、なるべく早くやらなければならぬというところであります。

それと同時に、そうしたインフレ下における減税方式というのもこの際考えていただきたい。といひますのは、これも先ほど少し申し上げましたけれども、従来のような所得控除を引き上げていくことによつて課税最低限を引き上げていくというだけでは、これに対応し切れないわけでありまして、特に、インフレの被害を受ける低所得者に對してはきつめて不十分な形でしか行なわれないということになりますので、したがつて、所得税の自然増収の一定割合を戻すというふうな方式を考える、あるいは税額から一定額を還付するといふふうな方法を考える、あるいは課税標準を名目金額ではなくて実質換算をして、そうしてこの実質金額に對する減税を考えると、いふことで、幾つかの方法があろうかと思ひますけれども、そうした方法によつてインフレ下での減税方式といふものをこの際考えるべきではないかというふうに考えるわけでありまして。

そこで、私は一つの国会でのやり方ということに關連すると存じますけれども、いまも和田さんの言われましたように、四十八年度は三千九百一億円の減税をやつたといふことでございまして、いただきました資料を拝見しますと、そのうち物価調整分というのは、消費者物価を五・五%上昇と見込んで三千三百七十億円と書いてあるわけでございます。ところが、御承知のように、非常に物価騰貴が激しいわけですから、おそろくこの三千九百一億円の減税は物価騰貴を調整し切れなかつたというふうにも考えるわけなんです、そういう意味で、私はもう四十八年度中に、たとえば補正なら補正という段階で年内減税なり年度内減税なりを考えるべきではなかつたのか、あるいは考えないのか、そういう点が私は一つの問題になるだろうといふふうに存じます。

次いで、四十九年につきましても、九・六%の消費者物価の上昇を見込んで、その物価調整減税が二千二百六十億円である。そういう資料が出ておりますけれども、これを拝見しただけでも、この二千二百六十億円というのは、一般的に人的控除の引き上げがこれで全部飛んでしまふという計算になりますので、實際減税にはならない。したがつて、先ほど申し上げましたように、たとえば大幅な減税を追加する必要があるのではないかと、そういうことを冒頭に申し上げたわけではございません。

なお、この税制上の問題としましては、政府側といたしましては、控除につきましても消費者物価の上昇といふことが一つの考え方基礎になつていゝとすれば、政府のこの経済見通しが狂つて消費者物価の騰貴が非常に激しい場合には、自動的に減税できるような措置が講ぜられないのかどうか。この点私は、インフレに對して勤労者あるいは低所得者の生活を防衛するといふ観点から検討が必要なのではないかというふうに考えます。

なお、私に對する御質問ではございませぬけれども、所得の再配分、税の再配分という問題でございまして、資産所得に對する課税を、一そう強化することだけでなくて、たとえば資産所得に對する課税といふのはむしろフローに對する課税でございまして、この辺でストックに對する課税、言うなれば財産税といふような問題ももうそろそろ検討をされるべきではないかというふうに考えますが、これをどういふふうにお考えになるか。これはいろいろ議論があると思ひますが、日本もいわゆる高度成長で世界第二位の水準に達して、俗に申します金持ちといふものが相当多くなつてきたように考えられますので、この機会に、そういったフローとしての資産所得に對する課税を徹底するだけではなしに、ストックとしての財産税の課税も検討すべき時期に來ているのではないかと、いふふうに考えます。

○山田(社)委員　こうした異常なインフレ下のときの税制として、最近私たちは、従来と違つて新しい見解だと思ひますけれども、戻し税制度といふことをよく聞くわけなんです。先生のいまおつちやつていたお話の中にも出てきておりましたのが、先般私たちが野党の四党で、この委員会にインフレ弱者の救済、低所得者層の救済、こういうことも一つの柱に立てながら三万円の戻し税をやりたいといふことで、法案の提出をいま行なつていゝわけなんです。そういうことで、部分的ではございませぬけれども審議も進めておるわけですから、ただ問題は、さつきも金井さんのほうのお話の中にもありましたが、勤労者の源泉所得を受ける層が非常に大きいものでございまして、三万円を給与所得者から戻し税いたしますと約八千億財源が必要だ。大体、低所得者層と見られる年収二百萬、標準世帯ですから夫婦と子供二人、この人たちが以下に限つて最高三万円を限度にして払い戻しをしてあげるといふことにすれば五千八百億程度ふえる。こういうことでなかなか、すでに確定した予算に基づいておこなふことを行なうとすれば補正予算を組まなくちゃならないし、財源もない、こういう議論といふのがすぐ追つかけて出るわけなんです。

この一月から三月まで、ことしの四十八年度内ですけれども、なお自然増収が二千億をこえるのだと思ひますけれども、こうしたものを財源としてでも、いまのインフレ弱者なり低所得者層に對して救済をするという方が、いま両先生のおつちやつた御意見の中にうまく合うものかどうなのか。私たちこういう審議を進めておりますけれども、先生のお話を伺つて、私たちはますます決心を固めて努力をしたいと思ひますけれども、そういう戻し税制度といふものが従来の税体系の中になかつたものから、そういう一つの方といたしまし、新しい一つの芽ばえとして、あるべきインフレ下の税制措置として当然の措置だといふふうには私たちは受け取りながらそういう作業を進めておるわけなんですけれども、そのことと税体系とその筋道が合うのか合わないのか。両先生の専門的な立場から見て、ひとつお話を伺へればありがたいと思ひます。

○和田参考人　戻し税といひますか、還付といふことですが、私も四十八年の年内減税、あるいは四十九年度におけるインフレ下での緊急減税措置として戻し税といふことを申し上げたわけですが、戻し税といふのが、戻し基準といひましては、自然増収といふのがあるわけでありまして、自然増収のほとんどが、戻したインフレ下の名目所得上昇によつて出てきた、これは所得税の場合ですけれども、取り過ぎ分であり、あるいは納税者の側からいふと、取られ過ぎた分であるといふふうには考えることができるわけでありまして、その範囲内で還付する。

どのように還付するといふ公平なのかといふこととありますが、下に厚く上に薄く還付するものが公平であらう。しかも、先ほど谷山先生も申しておられましたけれども、年度中においても自然増収の発生した限りにおいては減税すべきであるといふ考え方がいふと、最も簡便でわかりやすいといふことがよろしいわけでありまして、税法の基本をそのつど変えなくても、物価あるいは所得が一定水準上がった場合には、あるいは自然増収がどれだけかふえた場合には、総額として幾

というのは、人的控除の緊急的な追加であるというふうに考えてよろしいと思いますので、そういう意味で、戻し税というものを税額控除で行なう場合には、いま申し上げましたように、人的控除の緊急的な、追加的な控除である、こういうふうに考えればよろしいのじやないかというふう
に考えます。

財政金融政策の誤り、この二点が最も大きかっただろうと思うのです。この二点がいわゆる過剰流動性を、企業、特に大法人の手元に多くさせて、これがさまざまな形でインフレを刺激してきたというふうに考えるのが、最も中心の筋になるのではないかというふうに考えるわけであります。

この財政政策につきましては、四十九年度予算

個人的に資本を調達するような中小零細資本と同一レベルでもって法人税制が適用されているということは、これは非常に大きな矛盾を持っているのではないか。したがって、累進税率あるいは段階税率というようなものがかりに採用されますならば、税負担を価格に転嫁するということがかなりの程度防げるというような意見もあるわ

こういう席上で技術的なことを申し上げては恐縮でございますけれども、もしも四十八年中の所得税についてそういう戻し税がこの国会で可決されると仮定いたしましたならば、所得税の確定申告は三月十五日でございまして、それ以後も、これを延長いたしましたして、すべてのそういう対象者が申告をすることによって税を戻してもらうということは、技術的には可能であると存じます。

におきましてインフレ抑制制というふうな精神で編成されましたので、この成り行きが注目されるわけでございますけれども、過剰流動性等が企業の手元に行つて、そしてそれらがさまざまな形でインフレを刺激してきたというこの根本的な日本における大企業の体質というものは、やはり財政上からは正すべき点がかかなりあるのではないかと、うふうに考えるわけです。

けでありまして、もしそれが真実であるならば、そうした面からも、物価対策上、法人税制の活用する余地というものがあのではないか。むしろ今日の物価上昇のかなりの原因といえますのは、従来の大法人、あるいは土地、株式等の取得者、所有者個人等も含めたところの高所得者に対する税制上の甘さというものが大きな原因になっているのではないかと、とうとう痛感する次第

ますし、将来の問題につきましては、いま和田さんが言われましたように、随時行なえるような体制ももちろんできないことはないというふうに考えますので、これは趣旨から申ししても、税体系の点からいいまでも、もつともであり、かつ可能な問題で、おかしくない、しかも非常に必要に問題であるというように私は考えます。

これは一つは、土地税制の問題があるわけでありまして、法人企業が土地投機に走るということに対する税制上からの規制というものは十分に可能であるわけですし、これはもつと強力に行なわれなければならぬ。それから自己資本を蓄積して、これらでもって株式を取得したりあるいは中小企業の系列化をはかるといふような問題がある

第であります。

○山田(耻)委員　時間があまりございませんので、金井さんにお伺いをいたしたいと思いますが、従前もそうでしたが、特に最近のインフレの中で、さつき金井さんのお話しくださいましたように、大衆、特にサラリーマンの税負担感というものは、私はいへんなものだと思うのです。こういう負

次に、今回、インフレ短期決戦ということで、たいへん力を入れてそれぞれの政策も強化をしているわけであります。問題は、インフレの収束と税の調整機能をどうとらえたいのか。これを

○山田(社)委員 いろいろありがとうございました。

わけでありませうけれども、こうした問題につきましても、税制上から十分に規制が行なわれ得ることでありまして、先ほど来私どもが申し上げているところの企業の内部留保になるような準備金あるいは特別償却等の租税特別措置による優遇というものを是正することによって、廃止することにな

担感の実態などについて、たとえば税外負担等も多くあると思うのですけれども、その税の負担感について、少しつけ加えてお話しただきたいと思えます。

○金井参考人　ただいまの御質問について非常に抽象的な話になろうかと思うのですけれども、実

ひとつお聞かせをいただきたいと思いますが、特に今回、短期決戦でございいますから——短期決戦になるかどうか、私、多少頭をかしげるのですけれども、しかし、短期決戦という立場に立ちまして一切の政策を強化しておりますから、その場合、どう対処して措置したらいいものか。ここらあたりについて御意見をお伺いしたいと思います。

よつて、そうした企業が自己資本を蓄積して、これらを土地あるいは株式に投機するという問題に對しては十分に税制上から行なえる規制措置ではなからうか、こうしたことを今日の時点ではもっと強力に行なわなければならないということであります。

それから、税率の問題も、これも先ほど指摘し

は御存じだと思いますが、昨年の十二月に、非常にインフレがひどいということで労働組合などがインフレ手当を出せ、こういう戦いをしたことがあります。その際、公務員について年度末手当のうちの〇・三カ月分を繰り上げて十一月に支給しよう、こういうことで実は話がついたということ、私どもの職場の下部末端までいろいろ徹底を

○和田参考人 つまり今日の極端なインフレーションの原因というのは幾つかあると思いますけれども、何よりもやはり外貨政策を中心としたところの政策上の誤りと、それから四十七年以來の

ましたけれどもあるわけであります。定率の比例税率というものは、今日の非常に格差の大きな法人の間では現実的ではないわけであります。資本金の大きな所得の大きな大法人と、それから

したわけでありませう。しかし、すぐはね返ってきたことは、一体それはどうなんだ、埋め合わせのつくものなのか、そうではなくて単に繰り上げただけなのか、こういう疑問であります。なぜそう

いうことを言うのかと言いましたら、もし十二月に繰り上げて支給されるだけならば、ただ税金を余分に取られるだけで、その何%かは税金で徴収されるのだからそんなばかたことではない、それだったら労働金庫に行ってお金を借りたほうがずっと率がいいんじゃないか、こういうような下部末端の組合員の率直な意見が、直ちに私どものところにはね返ってきたわけです。この一事を見ましても、国民大衆、特に給与所得者にとつては、この税負担というものは最近非常に深く、鋭く入っているという印象を受けます。

それからまた、非常に名目所得の上昇に伴いまして、昨年末の臨時給与、つまり年末手当などが支給された際には、ほとんどの人たちが四万円、五万円といういわゆる源泉徴収を行なわれております。そういうことに対して非常に若い人たちが、いままですと税というものに非常に無関心であつたけれども、昨年末には、これは税金問題で黙つていられない、そういう実感が実は出てきておるのではなからうか、こういうふうにも考へるわけですね。

それから、いま御発言がありました特に税外負担との関連であります。所得税によつて住民税がやはり同じく決定をされていくわけでありまして、比例をしていきます。それからまた、単に住民税だけではありません。たとえば保育料などの問題も、所得税額がどのくらいか、住民税額がどのくらいかということによつてランクされ、決定されていくわけでありまして、それからまた、国保料などについても同じ傾向を示します。またそのほか、たとえば地域の自治会などの会費、これらについても、非常に関係をしていきます。したがって、私も全国各地の労働協などに呼ばれていくことがあるわけですが、一体この自治会の会費を徴収するときに市役所やあるいは町村役場でそういう課税の実態を見せるのか、そういうことに承認は要らないのかという質問も出ますし、あるいはあつたことは直ちに廃止すべきだということや、それが非常に強い意見として出されるわけでありま

す。そういう意味から見ましても、いわゆる税だけじゃなくて、サラリーマンにとつては税外負担で非常に負担が重くなっている。こういう印象を強く受けるのであります。

○山田(社)委員 確かに税の負担感については重い感じを持っておられるということは、私たちがよく承知をしておるのですが、特にプラスしまして税外負担が最近非常に大きな量を占めている。しかも、範囲も広まってきておる。こういうことなどで、こうしたものを組み込んだ審議も、これからしつかり深めていきたいと思ひます。また税外負担については日をあらためて、資料などもいただけたらと思ひますので、よろしくお願いいたします。

それから金井さん、私は変なお伺いをするのですが、いま税の問題で原告として裁判闘争をやつておられますね。このことを少しお聞きしておきたいと思ひますが、どのような理由で裁判闘争を起こされているのか、一体中心点は何なのか、いつごろからお始めになったか、その経緯を少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○金井参考人 ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

私は昭和四十四年の十月十八日だったと思ひますが、長野地方裁判所あてに源泉所得税制度違憲訴訟として、これは民事訴訟であります。私が納付した源泉所得税を全額返還を求め訴訟を起こしております。もちろん相手は国であります。そういう意味では、昭和四十四年の十月以降現在まで四年半にわたつて裁判が係属されております。この間開かれましては十七回であります。なぜ私が裁判を起こしたかという御質問であります。先ほど申した通り、御質問でも、私も私ども給与所得者に対して現行の税制度があまりにも不公平ではないか、こういうふうにかつたわけでありまして、つまり、先ほど申し上げましたように、私たちに申告する権利がない。そしてもしそれがあつたらあつても、たとえば救済を求める手段すらもあつてはならないのではな

か。こういうようなこと、あるいは必要経費が認められていない。これらのことについて現行税制は違憲である、こういうことであります。つまり憲法十四条の平等の原則に反する、こういう問題と、もう一つは、いまの人的控除というものがあまりにも低過ぎる、このことは憲法二十五条に保障するところの生存権を侵害する、こういう意味で私は違憲訴訟を起こしているわけでありま

す。

なお、所得税法第六条の中ではいわゆる源泉徴収義務者には納税の義務を課しておりますけれども、私も給与所得者個々に對してはいわゆる納税の義務を課した条文がないのではないかと、こういうことも法廷の論議の中で明らかにされてい

るところであります。

なお、私は昨年の七月二十三日の法廷で、私の家計実態と、わが長野県のおける長野市を中心として総理府が行なつた勤労者の家計実態調査、あるいは人事院の標準生計費、あるいは長野県人事委員会の標準生計費というものを対比いたしまして、そして私の家計支出と標準的なそういう勤労世帯における家計支出のバランスは一体どうかということの書面も提出いたしまして、現在これらの問題をめぐつて審理中でございます。

ただ、私はこの機会に、この場でこんなことを申し上げるのははなはだ恐縮でございますけれども、実は昨年の七月以降開かれております裁判はわずかに二回でございます。七月の次が十月でありまして、その次が二月七日であります。そしてこの次は本年の六月十三日という予定であります。その意味で、実にこの間が三カ月ないし四カ月も開く、こういうような実態にあるわけですね。その原因というものは何かといふと、実は国側が私の裁判の中で常々、原告のほうが具体的にどのような損害を受けたか、権利を侵害されたかということを示せ、こういう要求があつたわけでありまして、私も私どものほうで私の家計簿を、昭和四十五年一年分についてであります。明確に分析をいたしまして、これを書面にして昨

年の七月に提出をしたわけでありまして、ところが、それ以来国側は、それらに對して真正面から、たとえば現行の人的控除の根拠が何かというようなことを明確にしますと言ひながら、実は裁判をおくらしているわけでありまして、たとえば十月の法廷におきましても、裁判長からもそのような訴訟指揮を受けました。そして三カ月間期間をいたしたい、こう主張しながら、実は二月七日の日に私も大いに期待したところでありましたが、これまたそれに対する答えはありませんでした。そしてまた、二月から四月後の六月十三日へと裁判が遅延されているわけでありまして、私は国民の一人として、裁判を受ける権利を持ちながら、このように不法にして不当に裁判を遅延させられている国の態度、姿勢に對して、強い怒りを持つものであります。

○山田(社)委員 非常におくれていますね。私、裁判の実態はよく承知いたしませんけれども、まあ違憲訴訟の性格を持つからという理由で、憲法に關することだからという理由でおくれていると思ひます。中身はかなり具体的に例示されておるようですから、そうとも思ひませんけれども、いまあなたがおっしゃつていた、裁判の進行度合いが非常におそいのはただ単に国が怠慢であるということだけでしょうか、もっとほかにも何か原因がありますか。

○金井参考人 ただいまの御質問でございますが、確かに私は国の姿勢そのものも若干の問題はあろうかと思ひますが、これはこういう場所ですら申し上げてよろしいかどうかはわかりませんが、実は前回二月七日の法廷が終了して法廷外に出てから、国側の代理人と若干私語をかわしたことがあります。そこで聞きまして、代理人の方は法務省の訟務部の方ですけども、大蔵省の御協力がなかなか得られないので、そのために資料の提出がおくられておる、こういうようなことをお聞きをいたしまして、同じ国の間でありながら、なぜそのようなことについて十分な連携がとれないのだからか、そういう疑問を私は抱いたわけ

ありまして、いまだ少く国の、政府の各省庁間の連携というものは円滑にいかないものだろうか、こういうふうな考えているところであります。

○山田(社)委員 訴訟を起されています中に、権利の侵害ということ、所得税法第六條は徴収者に義務が負わされておる、いわゆる雇用者のほうに義務が負わされておる、いわゆる被用者である納税者のほうには源泉徴収されるという義務はない。そういう条文はない。これは去年のこの委員会でもいろいろ議論をいたしまして、そのことについては確定的な見解ではございませんけれども、かなりそれに沿う態度は述べられて議事録にあるわけですが、いまのような源泉徴収はいけな、申告制にしないかやだめだ、権利の侵害だ、こういう立場を貫いて裁判をおやりになつておるのか、いずれでもいいという選択制を制度として制定をし、そのいずれでも自由にわれわれの側に選択をさせてくれという主張をなさつておるのか、そこをちよつとお知らせいただけませんか。

○金井参考人 お答え申し上げます。
権利侵害の部分については、やはり権利をあくまで私は主張したいと考えているわけでありまして、私、最初の冒頭の意見の陳述の中でも申し上げましたように、やはり必要経費というものを給与所得者にも明確に認めるべきではないか。そうしてそれは、概算的なものであるか、あるいは実額であるか、その選択制を認める、こういう制度をぜひとっていただきたい、こういうふうには私は考え、訴訟の中でもそういうことを主張しているわけでありまして。

○山田(社)委員 ちよつと私のお聞きしたのが当を得なかつたかと思いますが、いわゆる権利侵害の件で、必要経費控除と一応切り離しまして、給与所得者は全部申告制に制度化しなくちゃいけないという立場で権利侵害と見られておるのか、いまの源泉徴収制度と申告制と二本立てでいずれをも選択できるという立場でお認めいただくような姿で訴訟を起されておるのか、その点の選択制を伺つておるので、その点について。

○金井参考人 お答えいたします。
一応、源泉徴収制度というものは私はなくしていただきたい、こういう考え方であります。

ただ、申告のときに概算控除ということではやはり一定の法定額を出すか、画一的なものでいくか、あるいは全く自分の家計実態なり必要経費というものを明確にした実額控除でいくか、こういうこととでありまして、源泉徴収制度そのものをなくしていただきたいと私は考えておるのであります。

○山田(社)委員 では、時間がたちましたのでこれで終わります。
どうもたいへんありがとうございました。
○松本(十)委員長代理 高沢寅男君。
○高沢委員 参考人の先生方、御苦労までございます。よろしくお願ひします。
私は初めに、これからの日本の経済構造といふか、あるいは産業構造といふか、そういうものとの関連の中で、税制のあり方をどういふふうにかえたいのかといふことでお尋ねをしたいと思ひます。

(松本(十)委員長代理退席、委員長着席)
これは和田先生と谷山先生にお尋ねをしたいと思ひますが、先ほどインフレにたえる税制といふことで、インフレといふ経済情勢の中で税制としてあるべき姿なり、あるいはその場合に必要措置について、すでにいまの山田委員の質問とのやりとりでかなりお示しをいただいたと思ひますが、これからの日本の経済が、いままでは経済は高度成長、そしてインフレ、こういうふうな姿でずっと来たわけですが、これからそのままでいく、そういう姿でいくといふことは一つの可能性だと思ひます。それからもう一つの可能性は、経済成長としてはかなり落ちてくる。しかし、インフレは進む。まあインフレといふ観点で見れば、おそらく世界の資本主義の各国は、日本も含めて、どうもいまの世界の資本主義はインフレといふ病気を直すことができないといふふうなことではなかつたかと思ひます。つまり、経済の成長としては落ち、そしてインフレと結びつく。こういうふうな

状況の中で税制といふものを考えた場合に、どういふ税制といふものがあるべきかといふことをひとつお尋ねしたいと思ひます。

いままでの場合には、所得税なりあるいは法人税なり、こういう直接税といふものが果たす役割が非常に大きい。その直接税は、いま言った高度成長なりあるいはインフレの中で非常に大きな自然増収が出る。その自然増収の一部は減税に回し、一部は政策財源になるというふうな形で、予算編成なり何なりが行なわれてきた。こういうふうな考えますけれども、もしいわゆるスタグフレーションですか、経済の伸びとしては非常に停滞的な伸びになつておる、しかし、物価は上がつるというふうな状況が来た場合に、客観的に見て、いままでのようなそういう税制の仕組みでいけるのかどうか。そこへ前から検討課題になつて浮かんたり消えたりしておる間接税の面における付加価値税とか、そういう一般消費税なり何なりといふものがまたどういふふうな位置づけられるかといふこともからんでくるのじやないか、こういう感じがするわけですが。

今度また石油の値上げが行なわれる。こういうことで、その石油の値上げが波及するのをとにかくいろいろな形で押える、そのためには最大限行政指導といふものを發揮するといふことをいま政府では言つておられますけれども、私はいま言ったインフレといふものがこれから資本主義が続く限り必ず続くといふ立場に立てば、行政力で押え込むといふことはそんなに続けることはできないだらう。そうすると、またそこから全体の物価が上がつてくるということが必ず来る。そのときにいままでと同じような経済構造や産業構造で物価水準が一段階上へ上がつておさまるといふことになるのか、あるいは石油といふものを起点にして物価が一回り上がる中で、そういう物価上昇を実現できる力の強いところと実現のできない力の弱いところ、そういうふうな格差が出て、いままでとまた違った経済構造なり産業構造になるのかどうか。ここら辺は必ずこうなるという予測はなかなか立てられないと思ひますけれども、そういうことも考慮の中に入れながら、インフレは進む、しかし成長としては鈍化していくといふような前提にもし立てば、そのもとで税制といふものはどういふ姿であるべきかといふような点について、たいへん大まかな議論で恐縮ですが、和田先生と谷山先生からお聞きをしたいと思ひます。

○和田参考人 たいへん大きな問題でありまして、私も財政学をやつておることになつておりますが、経済全般につきましてはやや専門外のことになりますので、経済の見通しといふことにつきましてはなかなか明確な意見を申し上げることはできないわけですが、短期的にはいろいろな変化があると思ひますけれども、短期的に見てみますと、いまおっしゃいましたように、スタグフレーションと申しますか、低成長高物価といふものです。物価上昇率が高いといふやうな形、あるいは成長率における名目と実質との乖離といふところが大きく出てくるのではないかと、いふうに大体考えてよろしいかと思ひます。国際的にも、各国においてやはり物価上昇が大きくなつてきておりまして、資本主義の病といふふうにいわれておりましたインフレレーションが一段と進んできて、病が一段と国際的に見て大きくなつてきたといふことがいえるわけですが、その中においても、日本の物価上昇率といふのは格段にまた大きいといふことでありますから、これはやはり日本の従来の資本蓄積的な経済政策の結果によるところであらうといふふうには考へるわけでありまして。

これまで税制は、一言で言ひまして資本蓄積型の税制であるといふふうには言つて差しつかえないわけでありまして、その代表的なものが企業に対する租税特別措置である、あるいは法人税制であるといふふうには言つて差しつかえないと思ひます。こうした資本蓄積税制を足がかりにしたところの高蓄積型の経済が、国際的に見ても日本の物価水準を非常に高めてきたといふ原因になつてい

るわけでありまして、このような経済体質を転換

しなければならぬということが今日の国民経済における最も大きな課題であり、それに対して、インフレを抑制すると同時に、そのインフレがかりに進んできたとしても、その中において国民の生活権を基本的に保障していくということが税制、財政の課題でなければならぬ。そのような意味で、税制における福祉といいますが、あるいは福祉税制というものがこの際確立されなければならぬのではないかとこのように考えるわけがあります。そのためには、これまでのこのように経済体質をつくり上げてきたところの資本蓄積型の税制というものを、この際、基本的に改める、そのような税制をなくしていく、廃止するということが必要であると同時に、先ほど谷山さんのほうからも発言がありましたけれども、財産課税の徹底というふうな問題も含めまして、高所得層あるいは大法人に対する課税を強化することによって、福祉財政を実現していくということが必要だろうと思うわけがあります。

そのためには幾つかの問題があらうかと思えますけれども、一つの重要なポイントといたしましては、国と地方の財政関係といいますが、あるいは国と地方の税の配分というものを、この際、根本的に考え直す必要がある。特に、国民福祉を促進していく一番大きな基礎となるところのものは地方自治体であり、地方行政であらうと思えますので、そのところを拡充しなければ国民福祉の拡大はあり得ないわけでありまして、また、きめのこまかい生活権の保障ということが実現できないわけでありまして、国と地方の財源配分を改めていくということが、国の側からいっても大きな課題であるのではないかと。そのためには、法人税の地方移譲というふうなことも主張されておりました、四十九年度税制におきましては一部実現されようとしておりますけれども、もっと根本的に、たとえば所得税の大幅な移譲というふうなことも含めて、地方財源を拡充するということがこの際必要ではないか。

それからもう一つ、自動車関係税が今度の新税

制では引き上げが予定されているところでありまして、これも今日の自動車を中心とする産業構造と、それからモータリゼーションのマイナスイメージを払拭する必要がある。自動車の抑制ということと同時に、自動車に社会的な費用を負担させるという点からいいますと、引き上げの余地があるのではないかと。同時に、従来の自動車関係税収入の多くは目的税として道路投資にもっぱら投入されてきたわけでありまして、これも、財政政策におけるこのように道路中心の公共投資というものを再検討されるべきでありまして、道路中心の公共事業が非常に高いという日本の財政構造が、やはり世界的な需要を創出し高度成長を促してくる非常に大きな要素になってきたわけでありまして、この点からいいますと、道路投資の抑制、そのために自動車関係税収入というものを福祉財源として用いるというふうな方向で、目的税ではなくて一般財源として用いるというふうな方向が考えられなければならないのではないかとこのように考えるわけでありまして、要は、一言で言いますと、これまでの資本蓄積税制から福祉税制といいますが、こうした大きな転換が行なわれなければならない、そういう時期ではなからうかというふうに考えるわけでありまして、

○谷山参考人 いま言われました資本蓄積型の税制からの転換という点は、基本的には同意見でございます。いま御質問になりました点で、ちょっと補足的な点を申し上げたいと思っておりますが、経済見通しが、従来のような設備投資を中心とする経済の成長が鈍化して、インフレーションはさらに進むであろうという、これは非常にむずかしい問題ではございますが、基本的にはそういうふうな方向になる可能性が高いというふうに考えております。となりまして、インフレーションによる所得の配分がどのようになっていくか、そういう点に着目した税制というものが、いま大事になってくるんじゃないかというふうに考えるわけござ

います。ということになりますと、実際にはどうかという点でございしますが、先ほどの御質問の中に、従来は高度成長の中で、直接税を中心に自然増収をあげてきて、それが減税に回り、財政支出の膨張にもなったという御指摘で、それは全くそのとおりでございしますが、しかし、先ほどからも言われておりますように、そういう高度成長下における直接税の増大、自然増収の増大という中に、先ほど申しましたように、法人所得、特に大法人所得、それから資産所得、こういったものが分離課税とか比例税とか、あるいは租税特別措置等々によって、実際、課税をほとんどされていらないといいますが、少ないというところは大きな問題になるわけなんです、私は、こういうインフレに対処する税体系として、従来そういうふうな欠陥をしておりました大法人の所得なりあるいは資産所得なりといったものに対する課税を徹底していくというのが、結局は、インフレに対する税制になるのではないかとこのように考えているわけでございます。

そういう意味では、いまの段階で、一般消費税である付加価値税を考へるといことはもちろん不適当なわけでございます、こういう税金をかけることは、ますます大衆の実質賃金、実質所得が切り下げられるわけでございますから、そういった経済の段階、見通しを考へますと、付加価値税はむしろ不適当ではないかというふうに考えるわけでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、重複するようで恐縮でございしますが、とにかく過去の高度成長の中で、法人、個人を問わず、俗にいう金持ちでございしますが、相当大きなストックを持っています。単価な話でございしますが、けれども、一億円のマンションに住んで、さらに別荘を三軒も五軒も持っておる、数千円するゴルフの会員権を持っている、こういうような人が、数人、非常に貧困に苦しむ庶民が多いということ

でございますから、今後の税体系といたしましては、フローとしての資産所得やあるいは超過所得をつかまえるということだけではなしに、そういう高度成長の中で蓄積された財産というものの、ストックというものの着目して、それを再配分の形で移すかえらる、そういう税制が必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

そういうわけで、今後どういうふうになりますか、いろいろ問題がございしますが、基本的には、いままで欠落しておいたそういう大法人や資産所得に対する課税を強化することをまず最初にやるべきであつて、たとえば付加価値税とかいろいろ問題がございしますが、これは現在、また近い将来の経済見通しを考へます場合には、適当ではない、やめるべきである、そういうふうな考へるわけでございます。

なお、時間の関係であまり長くおしやべりしても恐縮でございしますが、このキャピタルゲインの課税についても、いろいろな技術的な問題がございまして、たとえば有価証券の譲渡所得税は捕捉困難だということでもござい、いままで見送られてきておるわけでございますが、私はそんなことは絶対ないかと存じます。時間の関係上、詳しいことは省略させていただきますけれども、たとえばの話をして上げますと、現在有価証券取引税として一万分の三十という流通税がございしますが、これをかりに、全くこれは仮の話でございしますが、売却価格の一〇%という課税にした場合に、もちろん証券界の方は反対されるでしょうけれども、その場合には、売却価格の一〇%も課税されはかなわぬということ、売却所得を申告したほうがむしろ得であるという人も出てくるわけ、そうなりますと、有価証券のいわゆるキャピタルゲインというものの、一〇〇%ではないにしても相当程度捕捉ができる。もしかりに捕捉できなくても、有価証券取引税をそういうふうの一〇%に上げれば、現在五百八十億円しかない有価証券取引税が一兆円ぐらゐになるわけでございますから、財源にもなる。これはまだ仮の案でござ

います。ということになりますと、実際にはどうかという点でございしますが、先ほどの御質問の中に、従来は高度成長の中で、直接税を中心に自然増収をあげてきて、それが減税に回り、財政支出の膨張にもなったという御指摘で、それは全くそのとおりでございしますが、しかし、先ほどからも言われておりますように、そういう高度成長下における直接税の増大、自然増収の増大という中に、先ほど申しましたように、法人所得、特に大法人所得、それから資産所得、こういったものが分離課税とか比例税とか、あるいは租税特別措置等々によって、実際、課税をほとんどされていらないといいますが、少ないというところは大きな問題になるわけなんです、私は、こういうインフレに対処する税体系として、従来そういうふうな欠陥をしておりました大法人の所得なりあるいは資産所得なりといったものに対する課税を徹底していくというのが、結局は、インフレに対する税制になるのではないかとこのように考えているわけでございます。

いますからあれですけれども、そういうふうには、さつき申し上げましたように、資産所得に対する課税というものを当面強化していく。これは私は、現在あるいは近い将来の経済見通しを考えた場合、そういう税制、税体系になるべきではないかと思ひます。

先ほどのインフレ防衛に対する税制については、申し上げましたので省略させていただきますが、いま和田先生も言われましたように、地方税についての配慮も、これは当委員会のあれではございませうですけれども、同時に非常に必要であると存じます。

以上、お答えいたします。

○高沢委員 私、この機会に政治献金、政治資金の問題の關係で、ひとと和田先生と金井先生にお尋ねをしておきたいと思ひます。

いま行なわれている国会の代表質問の中で、参議院のほうですが、社会党の藤田進議員が政治資金の問題に触れたわけです。結局、田中總理なりあるいはそれぞれ各派閥の領袖として、自治省の届け出の中で何々派が何億円という、そういう名前の方が出ると大臣席にいるわけですから、そこで藤田さんが、それぞれの大臣からその問題についての見解を聞きたい、こう言つた際のお答えの中に、こういう答えが出ておりますね。つまり、企業が政治献金を出してくるということとは、これは一つの国民の自発的な政治参加の形である、そういう自発的な政治献金というものを断つるつもりはない、それはいわばありがたくちやうだいする、こういうふうな答えなわけでありませう。

企業のそういうふうな政治献金の姿というものは、これがいまの自発的なこととの關係で浮かんてくるのは、前に八幡製鉄の有田さんという株主の方が、八幡製鉄が自民党へ政治献金を出したということとはこれは株主の利益を守るといふ役員会の義務に反してある、こういう訴訟を起こして、それに対して最終的には、最高裁の判決の中で、企業といへども国に対して税金を納める義務を負つておる。そうすると、この企業も、憲法の第三章にいろいろな国民の権利の規定がありますけれども、ああいう自然人としての国民と同じように、自分が支持する、あるいは自分がいいと思う政党へそういうふうな政治献金を出す権利があるんだ、そういう点においては全く自然人と同じ権利があるんだというふうなことが、最高裁の判決で出たわけです。つまり、企業あるいは法人といふものと自然人である国民とは全く同じ権利があるんだというふうな考え方が示されたわけですが、一方、税制の法人税なら法人税というふうな考え方で見れば、實在説か擬制説かというふうな議論があつて、いまわが国の法人税としては、私は基本原理は擬制説の上に立つて、そしていろいろ實在説的な政策も加味しておるといふふうな形になつておると思ひます。そういうところから配当に対する控除制度、配当課税、いろいろな措置がとられて、これが今日批判を受けておるいろいろな側面になつておる。そういうふうには、税制の面では、法人は自然人である株主個人の集合体であるという立場から税制の運営がなされる。政治献金の面では、自然人と同じ権利があるんだというふうな論理でなされるということはいへん矛盾だ、こういうふうには私は考えるわけだ。

そこで、この点は当然政治資金規正法において抜本的な改正をやるべきだし、かねてから私たちが主張してきておりますが、これはまだいまの政治の力関係の中ではそこまで実現するところへいきませんが、これはいづれはそういう改革は必ずしなければならぬと考えております。私は和田先生には、そういうふうな法人の實在説かあるいは擬制説かというふうな關連でいろいろ税制が運営されておりますが、それとの關係でいまのこの矛盾した点の御見解をお聞きしたい。

それからもう一つ、金井先生には、労働組合の御關係もありますので、そういう議論が出る時に必ず政府側から出る議論は、労働組合だつて政治献金を出しているじゃないか、こういうふうな議論が出るわけなんです。私は、労働組合は確かに

法人ですけれども、それは株式会社のような営利法人とはまた性格の違う法人であるし、しかも、労働組合としての政治的な目的に資金を出すという場合には、大会なり中央委員会なり、いわば組合員全員の総意を確認した上になされておる、こういうふうなためまで、いまの企業の政治献金のあり方とは全く違つたというふうには考えるわけですが、そういう労働組合の立場から金井先生の御見解をいまのことに關連をしてお聞きをしたい、こう思ふわけです。

○和田参考人 企業の政治献金の實態につきましても、私はほとんど知りませんので、具体的には意見を申し上げられませんが、企業が多額の政治献金をするところの場合に、まずそれらの政治献金が可能であるところの利益というものが、先ほど私も申し上げておりましたように、租税特別措置法などによつて優遇された形で、つまり一種の補助金あるいは財投というふうな形で企業に与えられたものがあるとするならば、そうしたものはやはり社会的に用いるべき責任があるわけでありまして、そうした社会的な責任を持つて用いるものよりも政治献金のほうが優先されておるとするならば、納税者としてはかなり問題があるところであらう。さらに、都市問題あるいは公害問題等におきまして、企業の社会的責任を果たすべきところが非常に多くあるにもかかわらず、それらの責任が十分に果たされてないにもかかわらず、政治献金という形で特定政党などに配分されておるとするならば、やはり納税者としての批判があり得るであらうと思ふわけでありませう。

その場合に、企業が独立した自然人と同様の主体であるというふうな議論が出てくるわけですが、これも、その結論と税制上の結論とは必ずしも結びつかないところでありまして、問題があるところでありませうけれども、税制自体についていいますと、今日の社会化された大法人あるいは社会的に資本を調達しているところの大法人が独立した一つの経済主体である、あるいは人格であるということは、

實態としてもいえるわけですし、また経済学的な議論としても、所有と経営の分離された今日の大企業の理論的、実情的分析から、そのようなことはすでに明らかになつておると思ふわけでありませう。

また、外国の税制を見ましても、アメリカなどの税制におきましては、その当初から法人税制といふものは法人が独立した課税主体であるといふ考え方に立つてきておるわけでありませう。また、法人企業が個人企業と區別があまり明らかでなかつたという歴史的な實態を持つておるというところのイギリスにおきましても、一九六五年には法人實在説的な考え方によつたところの法人税が採用されておるというふうなことでありまして、先進諸国におきましては、ほぼいづゆる法人實在説的な税制といふものがすでに常識化されておるわけでありまして、日本だけがそのような古い形の法人観に固執しているという理由はないわけでありませう。むしろ、そのような法人観に固執しているといふことは、現実の法人の實態と大きく乖離することによつて、いたずらに法人に対する税制上の利益を大きくしているといふふうにはいわざるを得ないわけでありまして、私は、いづゆる法人實在説的な立場に立つた法人利潤税といふべきであらう、こういう考え方を持つておるわけでありませう。

○金井参考人 ただいまの御質問の中で、前段の部分については、和田先生からいろいろお答えいただきましたので、特に私は労働組合の問題についてお答えを申し上げたいと思ふわけでありませう。

こんなことは私がもう申し上げるまでもないと思ふわけですが、労働組合そのものが一つのメリットを求めて金を出す、こういう性格のものであればありません。したがつて、私どもがたとえそういう金を必要とする場合は、先ほどの御質問の中にありましたように、大会なり中央委員会なり、そういう機関で決議をし、全組合員の了解を得た上で行なうのは当然でありませう、また、その金

は個々の組合員から特別なカンパとして寄せられるものでありまして、利益の一部をそれに充てるとか、そういう性格のものでは全然ないわけでありまして、企業政治献金と私ども労働組合との違いはそこに明確にあるのではないかと。もとより、私ども労働組合の目的というのは、あくまでも組合員の、そしてまた、その家族の社会的かつ経済的地位の向上とか、あるいは民主主義擁護とかいうことが目的でありまして、われわれが利益そのものを直接求めているものでないことは、すでに御存じのとおりであります。

○高沢委員 超過利潤税の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。これは先ほど、最初に参考人として見解を述べられた谷山先生の御意見の中にもあったかと思ひますが、この点については、三人の先生方からそれぞれお考えをお聞かせしたいと思います。

ことに、昨年の暮れ以来の非常な不当な乗値上げというふうなことに對する社会的な非難が強い。そういう中で生まれた不当な超過利潤というものは、これを税金で取るべきだというふうな意見が国民の中からも当然わき上がってきて、私たちもその立場であるわけです。いま、この超過利潤税、あるいは自民党案では臨時利得税というふうな名称になっておりますが、それが国会のほうにおいても、いま案がそれぞれ検討されておる過程であるわけです。その中で、私たち社会党の考えとしては、このことは当然やるべきであるけれども、しかし、それといわゆる所得政策の關係——いまインフレをおさめるには何といつても總需要を押さえるんだという政府の言ひ方は、われわれの見るところでは、どうも労働者なり勤労者の所得を押さえるという方向へ向かつてくるという感じがするわけですが、そういう所得政策というものとつながるというところがあると思ひます。そのところはどうしても切斷していかなければいけない、こういう考え方を私たちは持つわけですが、先般、自民党から社会党へこういう案でどうかと示された臨時利得税という案の中にも、そういう

う税をかける課税標準の考え方の中に、過去三年間の基準所得を上回る臨時利得というものと、それに、ただし基準年度の人件費のX%、このXはまだ出されていないわけですが、それをこえて支払った人件費があるときは、そのこえる人件費相当額を臨時利得として加算する、こういうような条件がついてきていてるわけですが、この人件費のX%をこえる部分というふうなこのところに、言うならば、企業として支払うある程度当然な人件費に基準というものを置いていくという、そういう考え方がありと思ひますが、これは結局、逆に裏返してみると、それを上回るような賃上げはいけないとかいうふうなことになるわけで、これが結局所得政策というものにつながるんじゃないのか。そういうことで、われわれとしてはこのことは、不当な利得に對しては当然課税すべきであるけれども、それと所得政策と結びつけることはいけないということをやつてきてゐるわけです。

そこで、そういう立場からわれわれとしては、法人税の今度四〇%になるその税率の上へ、資本金の段階に応じて臨時の付加税を課するというようなやり方であれば、先ほどから御意見として出ている法人税も次第に累進制の方向へ進むべきだという方向へまあ実態としては行くことになりまして、その累進という性格が出てくれば、当然大きな資本金あるいは大きな所得の法人はより多くの税を負担する、またより高い税率の税を負担するということになって、この中でこの問題も当然解決されるではないかというように、われわれ社会党としては考えてゐるわけでありまして。

ただ、それに対して政府側から、臨時利得税というふうな考え方が出てきておりますし、これは他の野党に關しては、社会党以外の他の野党の場合には、臨時超過利潤税というふうな立法の形をとらうというお考えがあるというところであるわけですが、こういうふうなことをこれから私たちとしても十分整理をしていかなければいけないんじゃないか、こういう考えですが、そのところについて三人の先生方に、それぞれお考えを

お聞きしたいと思つてあります。

○和田参考人 インフレ利得の税による吸収というところにつきましては、過去、各国において歴史的にインフレ経済というのは何回か見られたわけでありまして、そうした状況のもとで考えられたり、あるいは試みられたりした例というのは、インフレ利得といひましても、名目的に得られる利益と、実質的なインフレ利得というふうな一応形式上分けることができようかと思ひます。またフローにおける利得と、ストックにおける利得というふうなぐあいに分けることもできるだろうと思ひます。またインフレ利得を吸収するために、短期的なねらいを持った税制と、かなり長期的な形で税制の中にビルトインしていくというふうな形も考えられようかと思ひます。今日問題になつております超過利潤税といひますのは、過去において日本におきましても、これは必ずしもインフレとの關係ではなかったかと思ひますけれども、実施された経験もあるわけですが、これは主として短期的に、しかもフローを吸収するという性格を持つてゐるものだろうと思ひます。

それで、昨年のいわゆる乗値上げ以来、こうした問題が出てきたわけですが、こうしたものの税としてのねらいといひますか、あるいは国民の側からの期待という点からいひますと、きつめて短期的に、しかも効果的に実施してほしい、実施されなければならぬ、こういうことだろうと思つてあります。これはいわゆる乗値上げ的な企業に對するかなり懲罰的な色彩も持つてゐるというところでありまして、あまりこまかい議論をしないで、短期的に、しかも懲罰的に、しかもより効果的に行なえるということが肝要ではなからうかと思ひます。したがひまして、あまりこまかい議論で長引くよりも、その利益が隠れてしまわない時期にともかく行なうということが必要ではなからうかと思つてあります。

この場合、御質問の中で所得政策とのかかわりというのが出てまいりましたけれども、いわゆる

超過利潤税と所得政策との關係というのは、必ずしも私もよくわかりませんし、ストレートに關係があるというふうにも言い切れないのではないかと。むしろそれは別個に、やはり所得政策の問題というのが出てきてゐる。所得政策に對しては十分に警戒しなければいけないわけですが、この税が所得政策にストレートにつながるといふふうには必ずしもいえないのではないかと、いふふうに私は考えるわけですが。

いま御紹介になりました自民党の案と、それから社会党の案というものを比較してみますと、自民党の案の、内容というところではないのですけれども、いわゆる超過利潤税とされてゐるもののほうが、より短期的な感じを持つわけですが、それから社会党案のほうは、やや長期的なねらいで、法人税制の内部にこうしたインフレ利得を吸収していくという装置をつくり上げていく、こういうねらいを持つてゐるわけでありまして、私は、どちらかと言われれば両方賛成でありまして、両方やつてほしいということになるわけでありまして、どちらがいいとか、どちらでなければならぬいかというふうな、二者択一的にはどうもなにかい感じを持つております。

しかしながら、短期的な意味合いというものが超過利潤の捕捉等で非常に薄められて、あまり性格的に意味がない、もう実施しても先ほど言ひましたような吸収する意味がないというふうな時期にどうもなりつつあるような感じがするわけでありまして、そういったしますと、やはりもう少し長期的な意味合いも含めて、累進税率の採用という案のほうで、現在となつては現実的ではないかといふふうな考えるわけでありまして。

なお、そのほかに、インフレ利得の吸収といひましては、ストックに對する吸収というふうなことが必要でありまして、たとえば土地資産の再評価、その再評価に對する再評価税というふうな、ストックに對するものもぜひとも必要でありまして、フローだけでは不十分ではないか。さらに、実質的なインフレ利得の吸収というこ

とていば、債務者利得の吸収というふうなことも、過去に、ドイツでしたか、経験があるわけでありまして、借り入れ金が減価するわけでありまして、先に借り入れた金額というものが減価することによって利益を得るわけでありまして、そうした債務を今日の物価水準で換算をして、そしてその利益に対して課税をするというふうなことも一つの案ではなからうかというふうに考えております。

以上です。

○金井参考人 私の場合は、いま和田先生が多く述べられましたし、ほとんど和田先生の御見解と意を同じくするものでありますから省略させていただきますが、ただ一、二の問題について申し上げますと、御指摘いただきましたように、人件費をX%以上にする場合を課税対象にするのだというふうなことになりますと、やはりこれは相当所得政策の導入ということと関係してくるのではないかと、こういう印象を持たざるを得ません。したがって、このXというものの求め方あるいはそれに対する規制のしかた、このことによつてかなりその場面が違ってくるのではないかと。ですから、このXという問題をあくまではっきりとした限り、私もはかりそうという所得政策の導入の危険性が十分あり、こう考えざるを得ません。もう一つは、超過利潤税の問題について、これを短期的なものとするか長期的なものとするか、こういうようなことでありますけれども、最近の一連の企業の動き、情勢などを見ておきますと、私は、やはり長期的なものにすべきではないか、こういうふうにご感じているところがございます。

以上、簡単にございますが……。

○谷山参考人 大体、和田さんとは同じようなことを言うことになるかもしれませんが、いまおっしゃられた付加税方式というのは、非常にデンプラリーな感じがしますが、臨時的な超過所得税という構想よりはむしろ法人の基本的な税率を累進税率にしていこう、そういうことが土台にすわっているようで、私も累進課税そのものにはもち

ろん大賛成でありますから、そういう点は大いにいいと思いますが、いま世上でいわれておりますいわゆる買い占めや売り惜しみや、あるいはその他乗値上げや、そういうものに対する、何かさつき懲罰的ということばが使われなければいけません。税収そのものが目的というよりはむしろ、そういう不当な買い占めや売り惜しみというものを規制するという意味では、累進課税化という土台の上にはいいと思います。あるいはそれと並んで、何か短期的なそういう超過所得税というふうなものも考えていいのではないかとというふうに考えるわけ

です。先ほど申しましたように、いつを基準にするかと、超過とは何をいうかと、定義をしておりません。それだけでも時間が空費されてしまつて世論に対応しないことになりまので、先ほど申しましたように、税制は厳密でなければなりませんけれども、場合によっては一定の仮定や条件をつくつてやつていくことも必要なので、そういうことでもって、国会でこの法案ができることを望むわけでございます。

それからもう一つの問題は、人件費のX%云々という問題でございますが、もちろん企業の場合、人件費と申しますと、労働者の場合だけでなくて役員の場合も含まれるわけで、いわゆる超過所得をエスケープするといいますが、回避するものとして大きいのは、企業として大きいというよりも問題として大きいのは、役員報酬等の引き上げによる回避が多くなるということが十分予想できるわけで、これはやはりチェックすべきではないか。そのことは労働者、サラリーマン等に対する所得政策にはならないわけですから、労働者はかまわないと思ふわけ

です。問題は、従業員、広くいえば労働者、サラリーマンに対する所得政策にならないかという問題でございますが、私はもちろんこういつた基準を設けること自体に反対であります。なぜかと申しますと、なぜこの超過利得税が問題になるかといえ

ば、いわゆる超過利得の定義は別といたしまして、いわゆる非常に大きな利益を得て、それを賃金引き上げに回すというのではなしに、むしろ新たな設備投資であるとか、あるいはまた買い占めであるとか、そういったことに利益が使われる、あるいはまた非常に高率な配当が行なわれるということに世論の非難が集中しているわけで、それを押さえるのが超過利得税のねらいであるわけでありますから、人件費かけるX%云々という構想は、超過利得税をなぜかけるのかという一つの立法の趣旨から考えますと、私は当を得ない措置になるというふうに考えます。

そこで、それでは人件費かけるX%というのを取つた場合、それこそ超過利得税を免れるために労働者の賃金を大幅に引き上げた場合はやはり一種の回避になるのではないかと、そういう御批判も出てくるかもしれませんけれども、この問題につきましても、税制そのものというよりは、むしろ総需要抑制策というものは一体何を抑制すべきなのか、その政策的な観点が一番根本的に大事なわけでありまして、もちろん総需要抑制策というのは賃金の抑制が大事だということに考へてなっている方もいらっしゃるわけですが、従来いわゆる高度成長、インフレーションというものを考へてみますと、民間設備投資や在庫投資がそのプロモーターになっているわけで、決して賃上げがそういう物価騰貴やインフレーションのプロモーターになっているわけではないと私は考えます。そういう考へ方に立てば、人件費かけるX%というのはいくらも無意味なものであるし、超過利得税の趣旨にそぐわない考へ方ではないか、そういうふうには私は考へます。

○高沢委員 もう時間がありませんので、最後に一つだけ、これは金井先生にお尋ねしたいと思ひます。いま私たちの大蔵委員会の論議の中でも盛んに出ているのが、インフレによる預金の目減り、こういう問題であります。それで、これに対しては、そういう預金金利を上げることによつて目減りを防いでいくということをやるべきじゃないか、ず

いぶんそういう主張を出しておりますが、いまのところは、まだたいへん政府与党の壁が厚いわけ

です。そこで、きょうはまたサラリーマンという立場でもおいでになった金井先生のほうから、一般の勤労大衆の預金の値打ちを守るという立場から、預金金利を上げるといふことは、これは一般的な主張としてあります。が、具体的に、たとえばいま制度としてあります少額貯蓄の非課税限度、今度は三百万までになります。が、そういうような一つの項目を設定して、これについてはそういう措置をとるといふふうなやり方が現実には必要になるのじゃないかと思ひますが、そういう面で、こういう方式をやつてほしい、やるべきだという御主張がありましたら、ひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○金井参考人 ただいまの御質問につきまして、私は、やはり特定の部分についてはより大きな保護を加えるべきである、そしてまた、一般的な預金についてもやはり一定の保護を加えないといけないのではないかと、こういうふうにご考へて

います。いま、御存じのとおり、勤労者大衆は、異常なインフレの中で、自分の持っている預金利子の何倍ものインフレの中で、たいへん苦しんでいるわけですから、しかし、それでもなおかつ預金をせざるを得ないというふうな実態に置かれていて、このことを目標にしながら一生懸命貯金をしていくわけでありまして、預金金利というよりも元金そのものの価値が相当大きく減価いたしました。何年、何十年積み立ててみても、とてももう都会地では家はできない、土地も買えない、こういうあきらめにも近いところまで来ているのではないかと、こういうふうにご考へますので、いま御質問いただきましたような、たとえば住宅購入を目的とした預金に対してはより一層厚い保護を加える、その他の目的であっても一定の保護は、このように異常インフレの中では、加えらるべきで

答申でも直接職業に要する支出というふう書いてございまして、その限定いたしますと、たとえば、年収一千万というクラスの職業費を今度の控除引き上げて二百五十万というふうに見る。さらにその上になりますと、三百五十万とか四百五十万とかたいへん金額になるわけなんです。年収一千万という、私は会社の社長か重役だろうというふうに思いますが、二百五十万、月にしまして約十八万の職業費というのは一体何であるかという問題であります。これはもちろん人によって違うでございまして、たとえば、大会社の社長、重役となりますと、直接職業費と考えられます。交際費であるとか、あるいは図書研究費であるとか、研修費であるとか、そういったものはだいたいゆるゆる社用で、会社の経費でまかなわれているのが実態なんです。一体そんなに月に十八万も二十万も職業費としてポケットマネーを使っているのかどうか、これは人によって違うでしょうけれども、疑問でございまして。

そうなりますと、いま和田さんも言われましたけれども、青天井を取つたことによる給与控除という意味はあるのかどうか、いへん疑問になつてくるということで、私はあえて虚構、フィクションであるというふうに申し上げましたけれども、もしそういうことが言い過ぎであるとすれば、少なくとも給与所得者の所得階層別に職業費というものは一体どのくらいかかっているのか、実態調査をすべきじゃないか。税制調査会の以前の答申を見ますと、三百万円クラスの方まではたしか調査があつて、職業費の率は一〇％ぐらいであるという答申が出ておつたように記憶するのであります。それがそれ以上の高額給与収入者に対しては、調査は私の知っている限りではありません。したがって、あえて虚構、フィクションだと申し上げましたけれども、百歩譲つてこれが正しいとしても、私は実態調査をすべきである。と申しますのは、この青天井の撤廃につきましても、税制調査会の答申を拝見いたしますと、事業所得者の場合には収入が幾らふえてもちゃんと必要経費が

控除されているじゃないかということを書いていられるわけなんですけれども、事業所得の場合には、実際に仕入れとか修繕費とかかかっているから必要経費になるのではありませんか、高額給与所得の場合にかかっているかどうかよくわからないのに、なおかつ大幅な概算経費控除としての給与控除を認めるというのはいさかいあるんじゃないかというふうに考えているわけで、今回の税法改正においては、青天井の撤廃だけではぜひ私はやめていただくほうが適當ではないかというふうに考えております。

もう一点でございますが、最低限度控除五十万にしたということは、低額の給与所得者にとつては減税になるという点では、私はもちろんいいことだと存じますけれども、しかし、そのことによつてやつぱり一つのフィクションがあるわけでございまして、たとえば早い話が、年収五十万円といふごくさきやかな内職程度の労働者の場合には、五十万全額が職業費ということになるわけで、これは非常におかしいことなんです。内職をやつておる非常に低収入の労働者の収入は全部職業費であるというの、税制理論としてもむしろまことにこつけないであるというふうに考えるわけでありまして、そのことが、具体的に申しますと、簡単に申しますけれども、たとえば雇用されれば五十万の職業費が認められる。したがつて、課税最低限が七十五万円になるというふうには、低いわけでありまして、一応なる。ところが、雇用されずに同じ仕事を自家営業でやりますと、結局、控除は二十四万円しかありません。同じ仕事をやつていて、片方は雇用されているがゆゑに控除がある。片方は自分で根本的に給与所得控除の問題については洗ひ直す必要があると思つて、そういうことで、私は今回の改正に關してだけ申し上げれば、青天井の撤廃はやめるべきではないか、ちよつと御質問をされたかもしませんが、私はそういうふうにかへます。

○小林(政)委員 いま内職の場合を例に引かれてのお話も出ておりますけれども、私は、前々から常々、これは国会でも何回も取り上げてまいりましたけれども、事業所得の場合の青色申告と、それから特に白色申告者の控除の格差というものが年々拡大をしまつてまいつておられます。この格差が相當の開きを示してまいりますけれども、この問題については、政府は常に同じ答弁をしております。それはどのようなことを言つておられるかと申しますと、青色の奨励という立場から差が出るのは当然なんだ、こういうことがいわれております。しかし、私は青色申告の奨励策としての範囲をすでにもう越えて、むしろこれが何か白色申告者と青色申告者との間の差別政策にすらつながらつていくものではないだろうか、このようにすら感ずるわけでございまして、今回また一そうその格差が広がつてまいつてきております。これは税負担の公平だとか、あるいはまた法のもとではすべて平等であるという原則の立場から考えましても、非常に不合理ではないかというふうに考えておられますけれども、この問題について、先生方の御見解をお伺いしたいと思つております。

○谷山参考人 お答え申し上げます。青色申告の問題は非常にむずかしい問題があるわけでございますけれども、いま御指摘になりますように、青色申告につきましても、いわゆる家族の完全給与制と事業主報酬制度というものが採用され、それがさらに今度の給与控除の拡大でもつて有利になる、そういうことになるわけでございます。私も冒頭に意見のところ一言申し上げておいたわけでございまして、給与控除の拡大が青と白とのいわゆる差別と申しますか、非常に違ひに發展をしていく、いわゆるエスカレートしてきているわけでございます。あまりこまかい数字を申し上げるのも恐縮でございますけれども、たとえば、青色申告者が事業主報酬でいわゆる課税最低限ぎりぎりのものをおとりになる、それから専従家族がやはり同じように課税最低限ぎりぎりの給与をおとりになるといふように仮定をいたしますと、夫婦子供二人の世帯で、そのうち夫婦と一人のお子さんが全部事業主報酬と専従者給与としますと、いわゆる課税されない線と申しますのが約二百三十万円ぐらいになつてまいるわけでございまして。これは当然なんです、給与所得者の課税最低限は独身の場合七十万円でございますから、そういう計算になるのです。ところが、白色の場合には、今度白色控除が設けられると申しましても三十万、去年が二十七万五千円でございまして、そんなに多くはなりません。いま申し上げた夫婦子供二人で、夫婦と子供一人が専従者であるという場合を考えてみましても、百八万円にしかならないという、大体倍以上の開きが出てくるわけで、これはいま御指摘になりましたように、帳面をつけるというところが経営にとつて一つの、成り立ちの要求であつて、それに対して政府が誘導政策をとるといふことは、それ自体としては私は全面的に間違つておると思ひますけれども、しかし、そういう誘導政策が行き過ぎになりますと、一つの差別といふことになつてまいるわけであります。

いま申し上げたように、また御指摘もありましたように、今度の税制改正で青色と白色の課税される線が倍以上に広がつていくということは、少し誘導政策としては行き過ぎである。ということ、は、青色申告者に対する減税が不当であるといふことを私は申し上げているのではなくて、むしろ白色申告に対する措置が非常に不十分といひますか、あるいは不適当であるといふように私は考えているわけであります。

○金井参考人 いま谷山先生の方で申し上げられたとおり私も感じております。○和田参考人 私は事業税について十分な知識を持ち合わせておりませんので、その点につきましては谷山先生が権威でございまして、ただいまのお話でそれ以上つけ加えることはありません。○小林(政)委員 次に、今回の所得税法の改正政

府案に対して、野党四党が対案をつくりまして、そうして提出をいたしましたわけでございまして、

も、この内容については、先生方きつとごらんいただいたというふうに思いますけれども、この四党の所得税の改正案は、先ほど来からお話も出ておりますとおり、税額控除を行なうなど、相当抜本的な中身になっておりまして、政府案に對比しまして、一般の国民に非常に厚く、国民の減税要求というものにも沿うものであるというふうに確信をいたしておりますけれども、この際ひとつ御所見や、また御意見などもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○谷山参考人 先ほどから和田さんからもいろいろ申し上げておられますが、そういった税額控除という、高額所得者には有利ではなく、低額所得者には不利な控除方式を採用したということはやはり画期的なことでもありますし、また低額所得者に対する税負担を非常に効果的に救済する、そういう観点から、私はいい案であるというふうに考えるわけでございます。

この問題は、今度の野党各党の提案を新聞等で拝見いたしますと、一応現在まだ基礎控除や配偶者控除や扶養控除は四十八年度の平年分のままにしておいて、それさえも税額控除を加えて減税する、そういうぐあいになっておりますが、そしてこれはあくまで緊急的な提案というように私は考えておりますので、将来は所得税の減税について、先ほど来いろいろ御質問にお答え申し上げておりますように、今後は減税すべきものはほとんど減税すべきであるけれども、減税すべからざるもの、増税すべきものについてはもっと税金を取るべきだという観点に立ちますと、こういう野党の共同提案が出ました機会に、所得税の控除制度の問題なり減税のしかたなりについて、根本的にひとつ御検討をお願いしたいというふうに考えます。

○和田参考人 やはり現在の経済状況というのは、通常の状況ではないということ十分に認識しなければならぬのではないかと承知しております。こういう激しいインフレ下で国民生活が圧迫されて被害を受けているという状況のもとで、税制としてどういふことをやるのが最も効果的なのかと

いうことを先決にしなければならぬと思えます。したがって、先ほどからも申し上げておりましたように、所得税の自然増収を税額控除方式によって還元するということが、この点でいいますと最も明確で、国民の税負担の急増というものを救済する一番いい方法であるということで、私もその考え方を支持するものであります。

もちろん、税制自体の中には、先ほどの給与所得控除等も含めましていろいろな問題があるわけですが、税率そのものを公平に改善しなければならぬ、あるいは人的控除等の改善というふうなことも当然行なわなければならない、そしてまた、国民の重税感というものを基本的に緩和していくという必要があるわけでありまして、その問題とインフレ過程での税制上の措置というふうなものは一応分けて考えて、こういう時期に、一方においてインフレ状況に対して対応するかのような形で、しかし、実は内容的にはいわゆる金持ち減税であるというふうな形で、両方を結びつけて、言ってみれば、便乗的な減税政策が行なわれるというところは、国民にとつてはきわめて不明確なものではないかというふうに考えるわけです。

私も国民税調が行ないました戻し税の提案におきましても、大体、所得二百三十万円層あたりまでを重点に置いて考えているわけでありまして、けれども、政府の減税案によりまして、五、六百万円層あたりのところが税率等の緩和においてもかなり重点に考えられている、むしろその辺を重点に考えたいのだというように言われているわけですが、確かに五、六百万円層といふのは部長クラスといふことです。あるいは年齢的にも中年層でありますし、それから子どもが独立してしまつて夫婦だけになつてしまつて、一方所得においてははわりに多くなつてきた、そこへこつと税金がかかってくるというふうなことで、重税感が特にきびしい階層であることは否定できないと思えます。

ごろまでの方々というふうなところが、一番重税感の大きな部分になつていふことは否定できないわけでありまして、その辺を無視するということは無視するといふよりも、むしろその辺に重点を置きたいという気持ちにはわからないでもないのですけれども、いま言いましたように、特にこういうインフレ下において最も被害が大きいところとはどこかという問題点と、それからインフレ抑制という全体の財政政策の立場からどう判断するかというのを考えてみますならば、この辺の問題というのはもう少しあとに延ばして、税制全体の基本的な構造も洗い直す中で考えていくというふうにするべきであつて、現時点で五、六百万円層を特に優遇するということは控えたほうがよろしいのではないかと、こういうふうに考えます。

○金井参考人 先ほど来、谷山先生のほうで幾つかの問題についてのフィクションという問題が言われておられるわけですが、実は私も今度の案を見ておりましたし、感じはたつたわけですが、言われておられます課税最低限、これが大幅に引き上がったといわれておられるわけですが、その主体は何かということをお考えなす、これは給与所得控除であります。先ほど来谷山先生もいろいろおっしゃつておりましたけれども、一体、給与所得控除の性格というものは何だろうか、こういうことではいろいろ考えざるを得ないわけですが、この給与所得控除が大幅に引き上がったことによつて課税最低限といふものが、非常に上がったように感じられて、大衆にさきも大幅減税があるように見えるわけです。しかし、先ほど谷山先生からも御指摘いただきましたように、低額所得者についてはほとんど関係ない話でありまして、その意味では、課税最低限は決して上がつていないわけでありまして、

ですから、私は、課税最低限といふものには少なくとも給与所得控除といふものは含めるべきでなくて、その他の所得者も含めて、給与所得控除といふものは、経費の概算控除であるならば絶対含めてはならない、それを含めない部分についてこそが課税最低限ではないか。つまり、人的控除等を中心としたものが課税最低限になるべきではないか、こういうふうに考えているわけであり

ます。これに対して、いま御質問にありました野党四党の共同修正案につきましては、少なくともこれらの人的控除を中心とし、しかも家族構成によつて税額控除、こういうことになつておりますので、私は全面的に賛意を表するところであります。

○小林政委員 次に、法人税の問題についても、すでに各先生方のいままでのお話の中で、これは今後やはり累進制を採用していくべきではないか、こういう御意見が出ておりますけれども、この問題について政府では、法人税は比例税率というのでいままでは大きく二段階に分かれていたわけであつて、そういうことは非常にむづかしい、できないという意味のことを言われているわけですが、しかし、私どもはぜひともこの際、特に現在のインフレあるいは高物価、こういう中で投機をほんとうに押えていく、あるいは物価を安定させていく、こういう立場からも累進制をとるべきではないかと考えておりますけれども、ひとつその点にまで触れられて見解をお伺いしたいと思ひます。

○谷山参考人 お答えいたします。法人税の累進制につきましては、先ほどからおそらくこの三人がみな強調しているところと思うわけでございますが、まず政府がどういふふう具体的に言つておられますか、私も詳しく存じませぬけれども、発表されました税制調査会の答申その他主税局の方の書かれたもので読みますと、法人税を累進にしない一つの理由は、所得の再分配といふのは個人所得に限るものであつて、法人所得についてはそういう考え方はなじまないのだ、こういうことを一言つておられるのと、それからもう一つは、いわゆる法人擬制説といふものに基づいておられるのと、それからもう一つは、いわゆる利益原則といふものに基づいておられる。この三つがあると思つておられます。

第二と第三の点はもうあまり言う必要もないと思うのですが、第一の点につきましても、法人が個人と同じように所得分配の場としてなじまないというのは、これはどうも理論的にも実際のにも成り立たない議論で、先ほどもこれは和田さんからも言われましたけれども、現在のいわゆる社会化された巨大企業というものの所得は、これは単なる株主の集合された所得でももちろんありませんし、所得の実態から見ても、その管理運営の方法からいっても、その企業の何と申しましょうか、支配者集団とでも申しましょうか、そういう人によって管理運営されているわけで、その限りでは、法人所得というものはその実態において、法律的な形式論はともかくといったしまして、実態論からいいますと、私は累進制にできないことはない、そういうふうな考えているわけであります。

なお、先ほどもこれは和田さんと言われた点で、大事な点でありますけれども、法人税の転嫁ということが言われております。累進制にいたしますと、所得が非常に多く出ますとそれだけ税金が多くなるわけでございまして、効果としては、累進課税による税金をさらに転嫁しようという動きももちろんないとはいえませんが、しかし、かなり抑制的な効果も同時に生じる。したがって、それは物価対策等にとっても有効だという点では評価してもいいのではないかと、このように考えるわけで、法人税の累進制という問題につきましても、できないというところは、私は少なくとも理論的にも実際のにもおかしいのではないかと、このように考えているわけでございます。

なお、ついでに一つだけつけ加えておきたいのでございますが、いまこの累進制という問題はもっぱら大法人から取るとする方向での議論がずっとあったわけでございまして、それと並びまして、中小法人に対してどうするかという問題も累進制の中では当然ある。つまり、税率を軽減するという問題として出てくるわけなんです、今度の法人税の改正によりまして、資本金一億円以下

下の法人の場合は、所得が七百万というところでもって税率が分かれてくる。最初の一年間は六百万円ということでございます。故意か偶然か私にはわからないのですが、この七百万円という境界はアメリカの法人税と同じになるわけでございまして、アメリカの場合には二万五千ドルが限度でございまして、二百八十ドルをかけたところから、七百万円になります。これは期せずしてアメリカと全くと同じになる法人税ということになるわけで、アメリカ人にとつてはたいへんわかりやすい税制になるだろうというふうに思っております。

それはともかくといたしまして、累進税制という観点から考えますと、アメリカの場合には二万五千ドル以下の場合には、たしか二二％の法人税と七％の州税によって成り立っているというふうでございます。これは大蔵省の資料でございますが、なっておりますので、そういうふうな考えますと、実効税率が二九％以下になるわけで、日本の場合、中小法人の場合にはそれが高くなってくるわけでございまして、法人税率二八％、それから事業税は最低が六％、さらにそれに法人の住民税が加わりますから二九％ではもちろん済まないわけで、アメリカよりも高い。もちろんアメリカよりも高いからいいとか悪いとかということは直接関係はございませんけれども、一応とにかく累進制を考えた場合には、そういう中小法人に対する軽減ということも同時に考えるべきである。これは補足でございますが、ちよつとつけ加えておきたいと思ひます。

○和田参考人 私はいまの谷山さんの意見と同じでございます。もうつけ加えることはほとんどないわけでございまして、やはり日本の現在の税制自体は、どこから見ても、たいへん不公平であるというところは否定できないことだろうと思ひます。特に法人税制のところは、租税特別措置も含めて不公平が大いであることではあります。法人と個人との税負担の公平、それから法人間にお

ける税負担の公平、これをいかに実現するかということが非常に大きな問題であろうかと思ひます。その中心になるといいますか、かなめになるのがいま問題に出されました法人税率の累進税化ということでありまして、今日の社会化された企業を見ますときに、個人と法人との間の税負担の均衡をはからなければ社会的な不正は是正できないというところでございまして、税制調査会の議論のような古典的な負担不均衡論では、現実に適応し得ないのではないかと、このように考えます。

それから、法人間の負担の不均衡というのは、これは先ほどもちよつと申しましたけれども、当委員会に出されました大蔵省の資料を見ましても、あるいは東京都が独自に調査したものを見ましても、著しい不均衡になっております。また、法人と一口にいっても、社会的に資本を調達し得る大企業と個人企業の性格を持った法人とでは著しく違うわけでございまして、日本の実態からいいますと、そうした大企業、たとえば資本金十億円以上の大企業というものは全体の二％ぐらいの数でありまして、きわめて少ないわけですが、それらが所得の六割から七割ぐらいをあげていて、そのうち実態でありますので、そういう法人税制をどうするかということが基本になると同時に、そうした大企業と中小法人、それからさらに個人企業との間の公平性というものをいかに実現していくかということが税制の大きな課題になるのではないかと、このように思ひます。

なおここで、別のあれになりますけれども、ちよつとつけ加えておきたい点でございます。租税特別措置法において、公害関係に関する特別措置がかなり多いわけではございますが、これらは公害防除施設の原因者責任の原則、いわゆるPPPの原則に従って税制上優遇するということは、事実上このPPPの原則ではなくて、補助金による公害対策ということになってしまふわけであります。で、問題のあるところではないかというふうに考えます。

のでここで申し上げるのはどうかと思ひますけれども、実質的に租税と同様の負担になっております社会保険料の負担、これがだんだん増大して行くわけであります。これが逆に課税最低限を引き上げる原因に皮肉にもなっているわけでありますけれども、この社会保険料の負担というものは、やはり比例的で逆累進的になっておりますので、こうした社会保険料の負担もあわせて国民負担という場合にはお考えをいただきたい。この点ちよつとわき道にそれましたが、つけ加えてさせていただきます。

○小林(政)委員 租税特別措置の問題につきましても、すでにいままでの先生方の御意見の中に、こゝあるべきだ、あるいはこゝすべきだという御見解が出ておるわけでございまして、特にその中でも、御承知のとおり、これは大企業に対する非常に特典的な減免税だということで国民的にも前から、こゝいうものは廃止すべきである、あるいはどうしても必要なものについては再検討すべきであるというふうなことがいわれております。本委員会の中でも、この問題は何回かその立場で議論がされていくわけでございます。特に、引き当て金、準備金、特別償却などの問題についても、先ほど来いろいろ御意見が出ておりました。谷山先生のほうから、原則としてはこれはやはり廃止をすべきではないか、しかし、すぐにということが直ちにできないという場合には、減税分を社会全体の立場から何らかの形で使うようにすべきだという御意見も出ておりました。これらの問題について、私もぜひ廃止をすべきだ、このようない見解を持っておりますが、その社会全体の立場から使おうという中身は具体的にどんなことなのか、この際お聞かせを願いたいというふうに思っております。

それから、時間がたいそうでありますので、もう一点だけ伺いをいたしたいと思ひます。それは、やはり今回の税制改正の中で、今回特別措置として出てまいりましたいわゆる揮発油税などの燃料諸税についてでございますけれども、いま

石油製品の価格の再引き上げなどということでは、やはりこの際増税ということはやめて、廃止なりあるいはまた減免措置を税制の上でとるべきではないか、このように考えております。そのことによつて物価の安定、あるいはこれは道路財源ということでもございまして、高度成長の政策転換、こういう観点からも、この問題について非常に重視をいたしておられたいと思つて、この問題についての先生方の御見解を、ぜひひとつこの際お伺いをいたしたいというふうに思ひます。

○谷山参考人 非常に重大な問題なんで、なかなか簡単に答えにくいのですが、第一点の租税特別措置の運用のしかたでございまして、私の考え方はもちろん私見でございまして、いろいろ御批判をいただきましたと思うわけでございまして、租税特別措置による減免税が企業の内部留保になつて、言うなればかつてに使われておる。実質的な国庫補助金ないしは無利子の国庫貸し付けであるにもかかわらず、国会の審議権も及ばない、そういうことがいろいろ問題になつておるわけでございまして、私は、もしこの特別措置を廃止できないで減税にせざるを得ないという場合には、この減税分を、具体的に申しますと、たとえば資金運用部に強制的に預託させて、それで財政投資の原資として使う、こういうことも一つ考えられるわけであります。

こういうやり方は実はスウェーデンの投資準備金という制度が、私どもとちよつと違いますけれども似ているわけであります。スウェーデンの場合には投資準備金というのがございまして、減税分が国立銀行に預託をされる、これがいわゆる経済政策の全体のために使われるという制度があるわけであります。私はそのとおりやれというところではございませぬけれども、そういうった租税特別措置の減免税分というものを、いまおっしゃるように、企業の自由に使わせなさい、資金運用部がいかどうかはわかりませぬけれども、そういうところには預託をさせて、それで全体のた

に使う、こういう構想を、廃止できないならばという改善の策としてさつき申し上げたわけであります。それからまだいろいろあるのですが、要約すればそういうことでございまして。

次に、燃料課税の問題で、租税特別措置法に自動車重量税それから揮発油税等のいわゆる税率引き上げの案が出ておるわけでございまして。この問題は、いま御指摘にありましたように、今回いわゆる石油危機、特に原油価格の高騰、こういう問題の側面から一つと、もう一つは日本の道路政策というものをどのようにならしていかうべきかという点の一つ、もう一つは、いわゆるモータリゼーションという問題もそれに関連して考える必要がある、そういうふうな考えをすべきかというのを検討するのには、私は慎重な、かつ全面的な政策に立つた検討が必要であらうと存じます。

ただ、原油価格の引き上げという問題が必至とすることであり、かつこれの波及する度合いが非常に多くて、それが国民の生活に大きな圧迫を加えるということであれば、私は今回の燃料課税の増税を一たん見送つて、さらにまた場合によつては、一時的にこれも租税特別措置で廃止すると申しますか、全部なくしてしまうのではなく、とりあえずこれをやらなさい、こういうような措置でもつて切り抜ける、こういうことが必要な措置になるかもしれない、そういうふうに私は考えております。

そういうわけで、根本的には日本の道路政策その他諸般の政策からこの問題は一つの税体系として考えなければいけませんけれども、その緊急の原油価格の高騰という問題に着目いたしますと、増税の中止ないしは軽減ということを緊急措置として考えることが妥当ではないか、そのように私は考えます。

○小林(政)委員 和田先生に……。

○和田参考人 租税特別措置につきましては私も同意見であります。基本的には全面的に廃止する、必要な部分があれば本則でもって措置をする、

あるいは場合によつては、たとえば投資に対する景気政策的な目的を持った税制であれば単独で立法措置をするというふうなことも必要になつてくるかもしれないけれども、租税特別措置法という膨大な法体系を持つていてということについては、これは、全面的に廃止すべきであるというふうに考えます。

これは個人の特別措置も含めてでありまして、いろいろ問題がありますけれども、たとえば個人の場合でいいますと、住宅取得あるいは住宅貯蓄に対する減免措置、優遇措置、あるいは勤労者財産形成政策によるところの措置というふうなものもありまして、ああいうふうなものも税制でもつてあまりつくるべきではなくて、基本的な住宅政策を拡充するというところで行なうべきであらうというふうに考えます。

それから、公害対策等につきましてはこれは昨今特別措置の中で拡大をしていきまして、特別措置も企業優遇だけではなくて、公害対策もしているのだというふうな印象もないわけではないのですけれども、実はそれは公害の負担原則に対する逸脱ではないかというふうに考えるわけであります。そういう意味で、基本的に廃止の方向に賛成です。

それから、自動車関係税、揮発油税等でありまして、私は自動車消費者が社会的費用を負担するという意味合い、それから特に都市部におけるマイカーの抑制、あるいは輸送機関におきまして、方向を促すという意味合いからいいますと、揮発油税関係は、国際的に見てもまだ低い部分でありますので、これを引き上げるといふことに賛成です。ただ、大衆公共交通等につきましては据え置く、あるいは負担の軽減をするということが必要でありまして、バスそれから近距離用のトラックあるいはタクシーというふうなものについては、別途軽減措置を考えるべきではないかと思つて、特に、バス等に対する問題が出てくるわけですが、

けれども、これらは現在の地方公営企業のあり方、あるいは大衆輸送機関としてのバス輸送のあり方というふうなこともあわせて、こうした大衆の足を基本的になく確保するということで、別個の政策もあり得ると思ひますので、そういうものとは別に、特にマイカーに対する負担の増大というのはあつてしかるべきではないか。しかし、その財源は道路に固定するのではなくて、いま言いましたような都市交通の確保、あるいは都市計画の拡大、あるいはそのほか福祉的な政策等にも自動車関係税が用いられるように目的税のワクを撤廃していくべきではないか、こういうふうな考えをわけでありまして。

○小林(政)委員 どうもいろいろとありがとうございました。

○安倍委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

次回は、米たる十五日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会